

過疎地域の現状、これまでの過疎対策、
過疎地域の課題等について
(各種データ)

1. 過疎地域の人口の動向（人口増減率の推移）

（社会減の幅は縮小、自然減の幅は拡大）

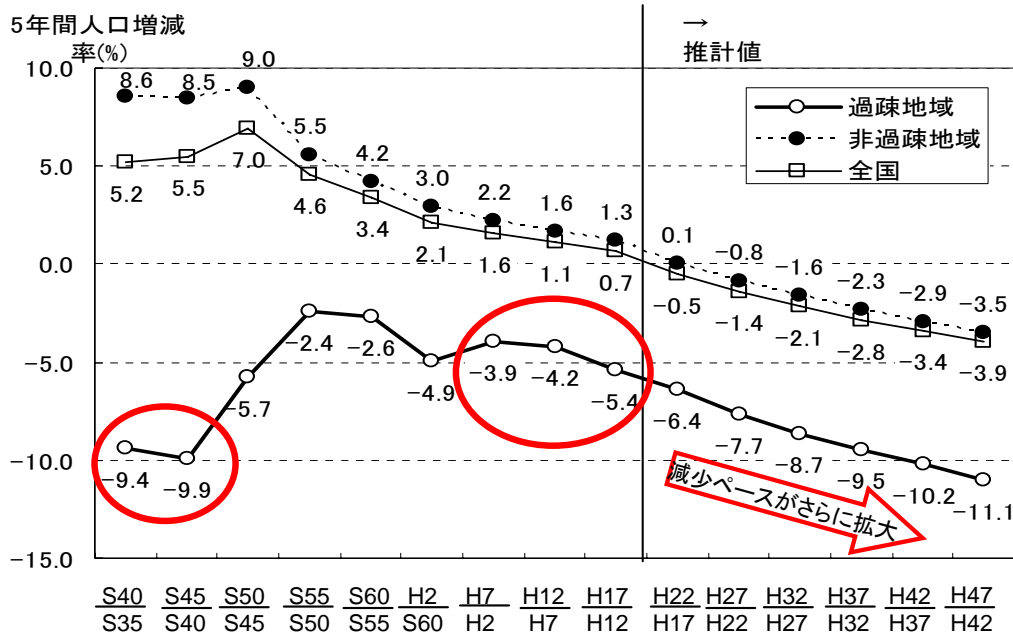
○ 過疎地域の人口減少率の推移

- ・ 過疎地域においては、昭和35年～45年には10%近い著しい人口減少
- ・ 非過疎地域では平成22年まで人口増が見込まれる一方、過疎地域では、自然減の増により平成7年以降の人口減少率は、緩やかに再度拡大。平成12年～17年は▲5.4%
- ・ 平成22年以降の推計では全国的な減少となるものの、過疎地域ではこれを更に上回るペースで人口減少を続けるものと予測

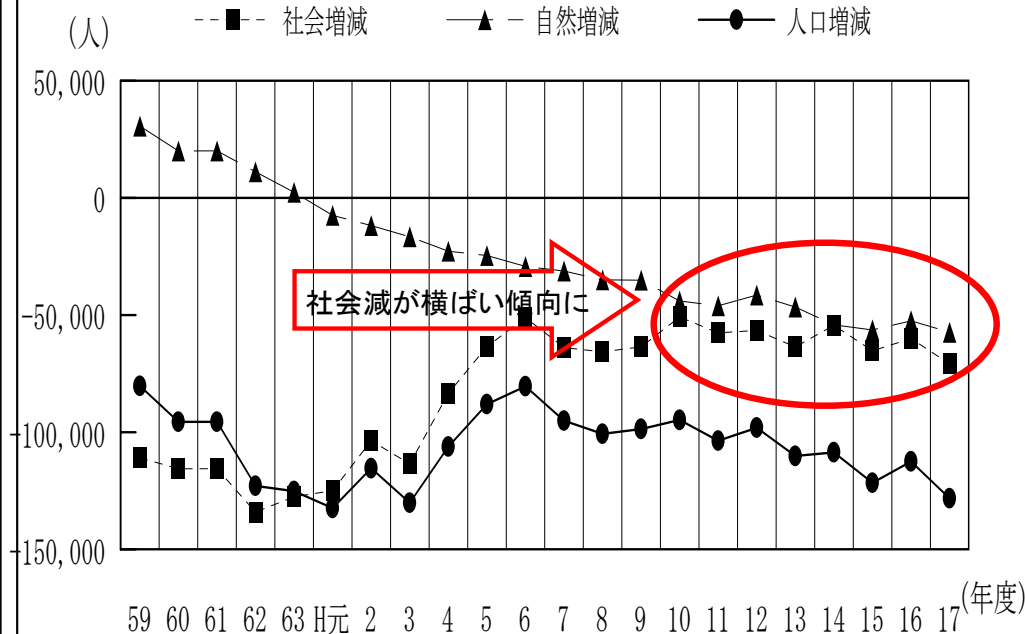
○ 人口減少の要因

- ・ 自然減は増加、社会減は横ばい傾向
- ・ 自然減と社会減が同水準

全国及び過疎地域・非過疎地域の5年間人口増減率の推移



過疎地域における人口増減(社会増減と自然増減)の推移



※備考 ①過疎地域は平成19年4月1日時点。
 ②平成17年までの人口は国勢調査による。
 ③総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。
 ④非過疎地域の将来推計人口は、総人口の将来推計人口から過疎地域の将来推計人口(総務省過疎対策室試算)を引いて算出した。

※備考 ①総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
 ②過疎地域は、平成19年4月1日時点。
 ③平成15年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が10区域、平成16年度については141区域、平成17年度については275区域ある。

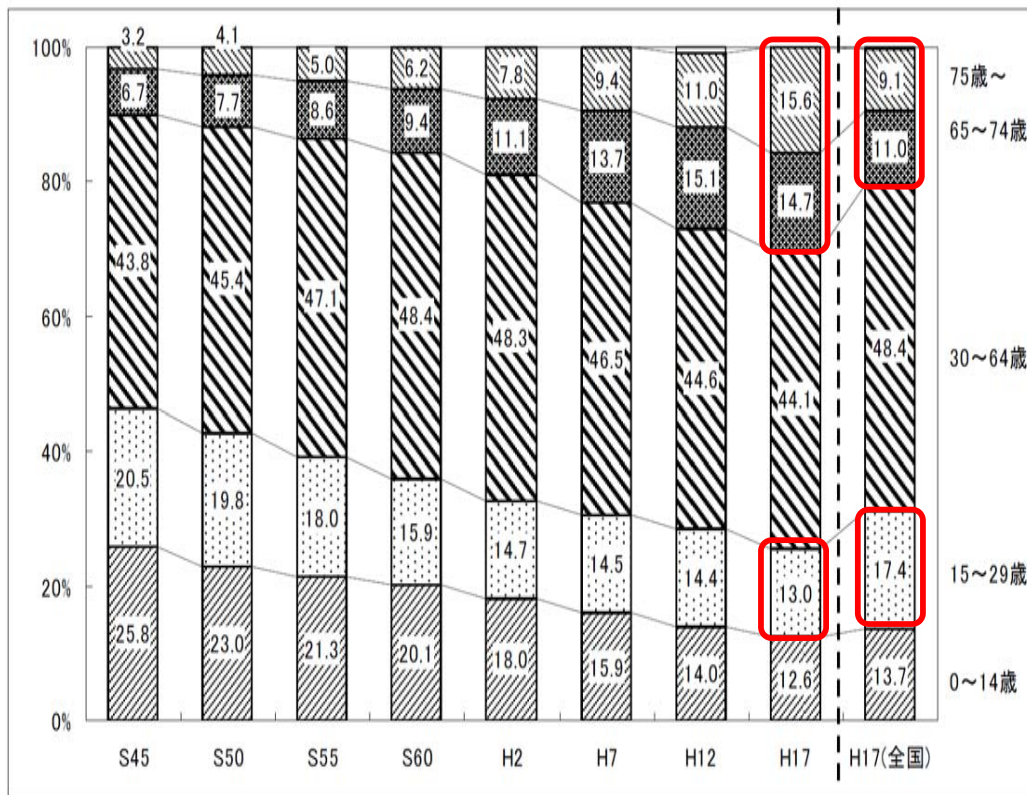
2. 過疎地域の人口構成

(高まる高齢者比率)

○ 年齢階層別の人口構成の全国と過疎地域の比較

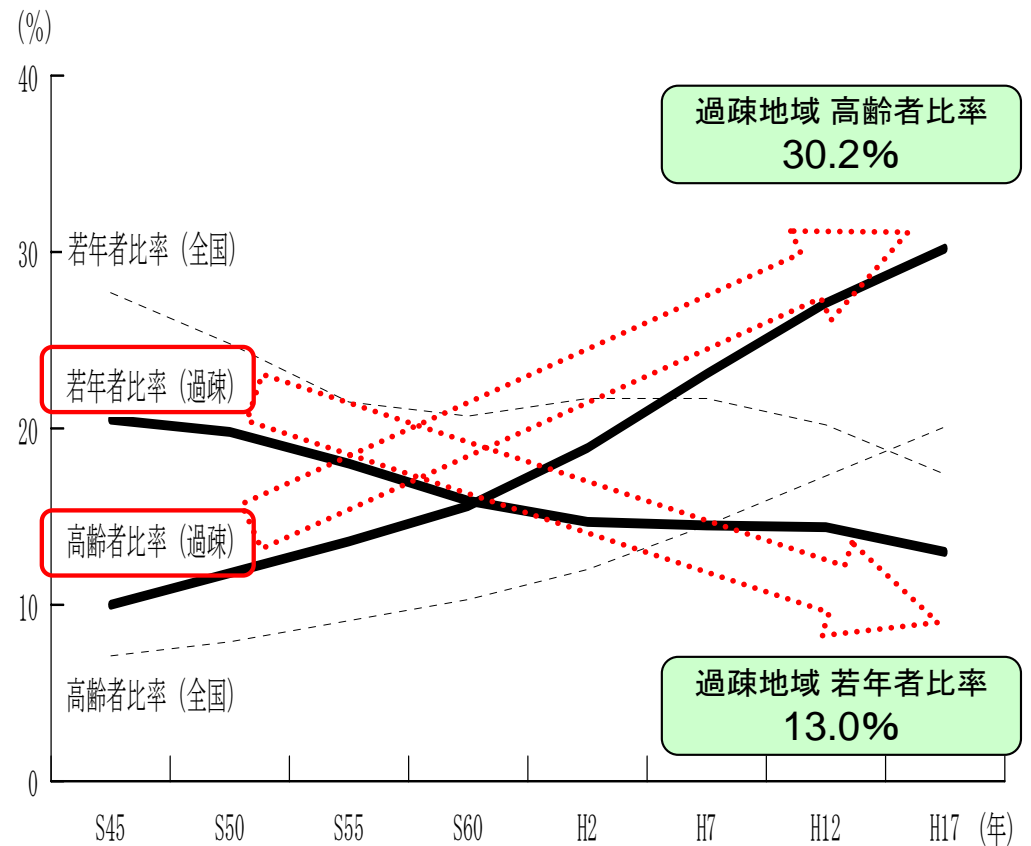
- ・ 0～14歳人口の割合については大差はない
- ・ 15～29歳の若年者比率は 13.0% と低い (全国は17.4%)
- ・ 65歳以上の高齢者比率は 30.2% と高い (全国は20.1%)
- ・ 過疎地域では若年者比率の減少、高齢者比率の増加とともに全国平均よりも早いペースで進行。

過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



※備考 ①各年国勢調査年齢別人口について、平成18年10月1日時点の過疎関係市町村で組み替えたものである。

高齢者比率及び若年者比率の推移



※備考 ①国勢調査による。
②過疎地域は、平成19年4月1日時点。

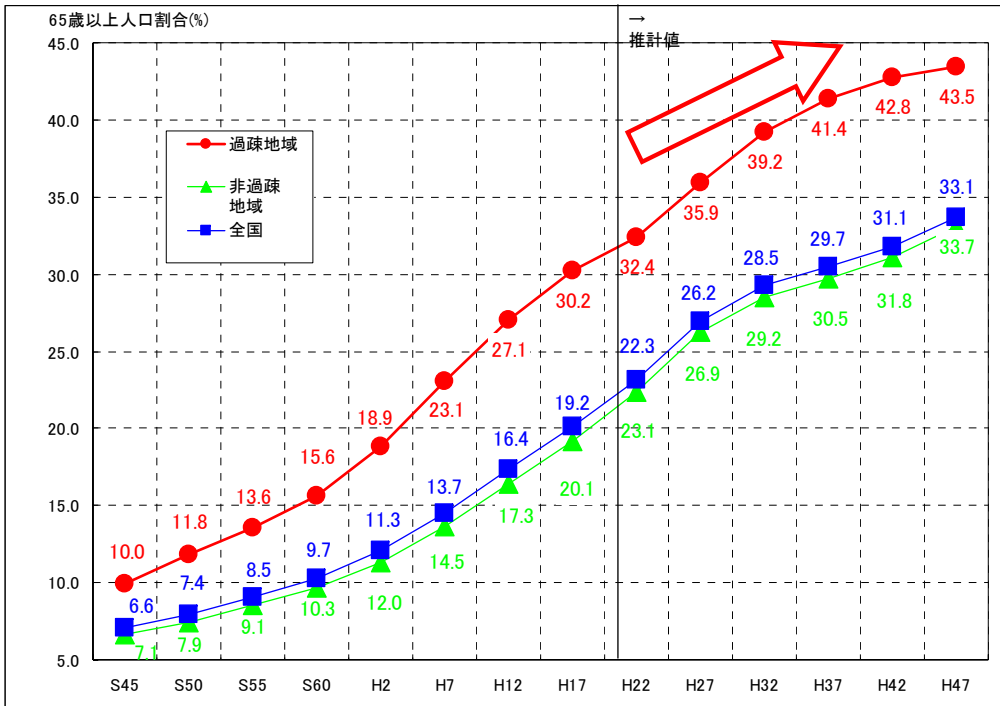
3. 高齢者(65歳以上)人口の将来予測

(全国より早いペースで進行する高齢化)

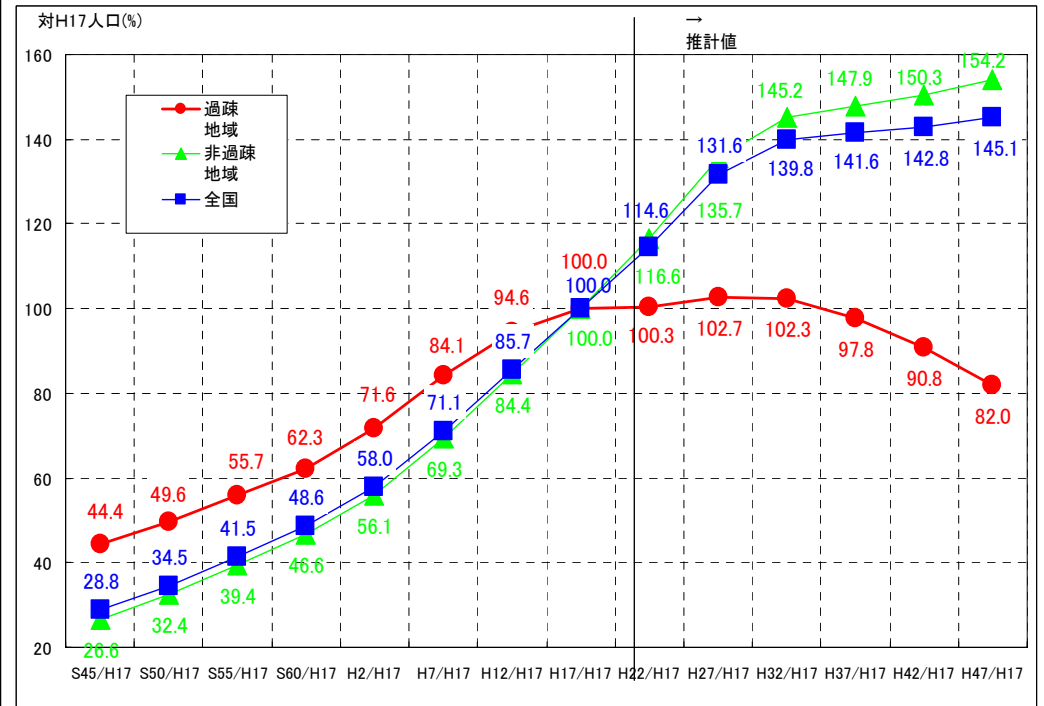
○ 高齢化の進行は全国的なものだが、過疎地域の高齢化はこれを上回るペースで進行するとみられ、平成37年には、過疎地域における高齢者比率は40%を超え、41.4%に達すると予測される。

(平成17年の高齢者人口を100とした場合、過疎地域の高齢者人口の指数は減少していくが、これは、過疎地域の総人口が65歳以上を含め大幅に減少していくことによるもの。)

高齢者比率について



平成17年の高齢者人口を100とした比率の推移について



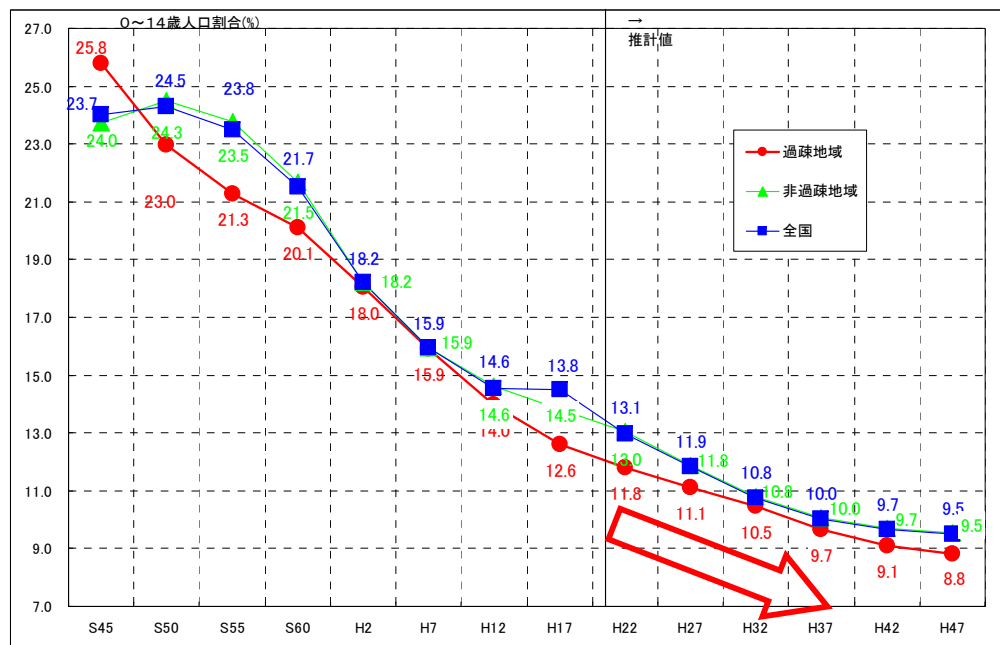
※備考 ①過疎地域は平成19年4月1日時点。
 ②平成17年までの人口は国勢調査による。
 ③総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。
 ④非過疎地域の将来推計人口は、総人口の将来推計人口から過疎地域の将来推計人口(総務省過疎対策室試算)を引いて算出した。

4. 0～14歳人口の将来予測

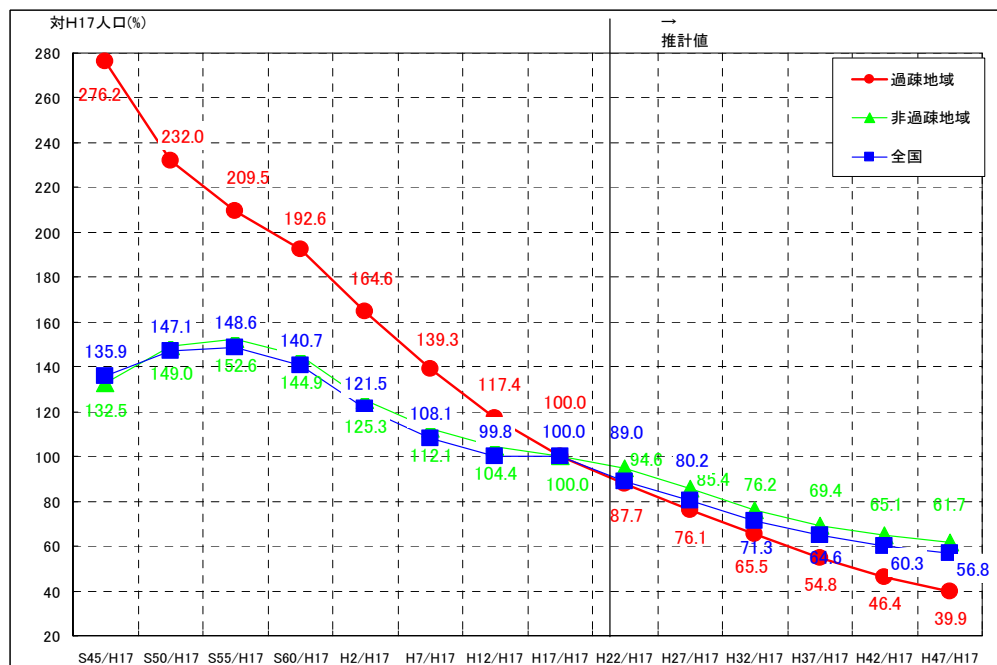
(0～14歳人口は全国より速いペースで減少)

- 0～14歳人口割合は、全国、過疎地域ともに昭和45年から減少が続いている。過疎地域は、昭和45年から平成17年にかけてその割合が半分に減少。
- 過疎地域においては、0～14歳人口割合は今後も全国を上回るペースで減少すると予測される。

0～14歳人口割合について



平成17年の0～14歳人口を100とした比率の推移について



※備考 ①過疎地域は平成19年4月1日時点。
 ②平成17年までの人口は国勢調査による。
 ③総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。
 ④非過疎地域の将来推計人口は、総人口の将来推計人口から過疎地域の将来推計人口(総務省過疎対策室試算)を引いて算出した。

5. 過疎地域の財政状況（歳入構造について）

（自主財源に乏しく、脆弱な歳入構造）

○ 関係市町村の歳入構造

- ・ 地方税の割合は、全市町村は35.5%、非過疎市町村は39.9%であるのに対し、過疎市町村は24.0%。
- ・ 地方交付税の割合は、全市町村は15.5%、非過疎市町村は10.6%であるのに対し、過疎市町村は28.6%。

○ 財政力指数

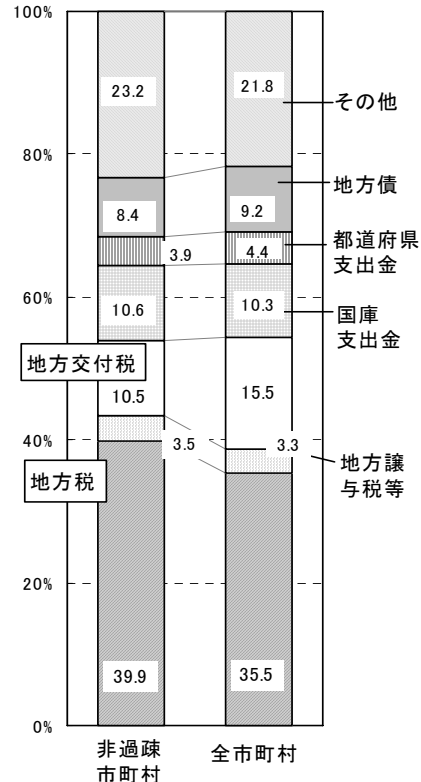
- ・ 全国平均が0.48であるのに対し、過疎地域平均は0.24である。

○ 過疎市町村の歳入構造について

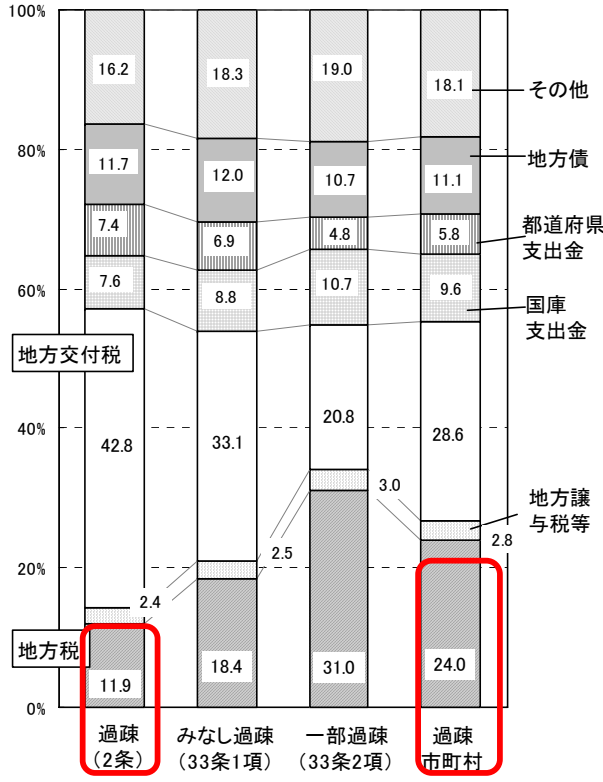
- ・ 地方税収が5%未満の53市町村のうち過疎市町村は52団体。

関係市町村の歳入構造(H17)

(非過疎市町村・全市町村の状況)



(過疎市町村の状況)



※備考 ①総務省「平成17年度地方財政状況調査」による。
 ②過疎地域は、平成18年3月31日時点。(一部過疎市町村については、過疎区域外の区域も含め算出。)
 ③歳入構造の割合は、該当する市町村の各決算額を加算し、歳入総額で除して算出。

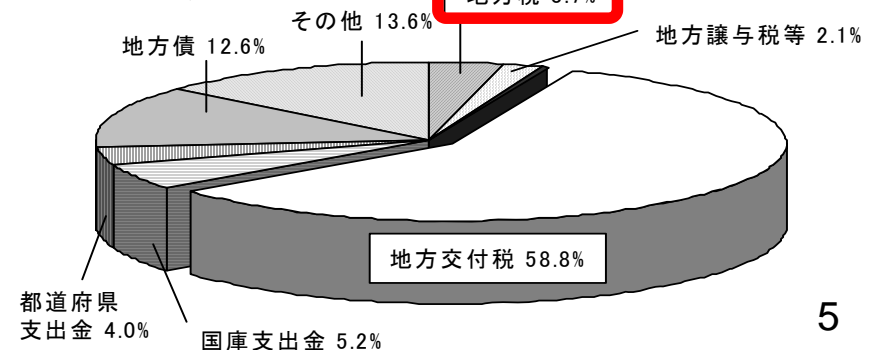
財政力指数(H17)

過疎地域平均値	0.24
全国平均値	0.48

※備考 ①総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係係数資料」による。
 ②過疎地域は、平成19年4月1日現在。
 ③過疎地域とは、過疎市町村(2条)及びみなし過疎市町村(33条1項)、並びに一部過疎市町村(33条2項)の過疎区域である。(なお、一部過疎市町村の過疎区域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。)
 ④平均値は単純平均である。
 ⑤分村合併した山梨県上九一色村については、1団体として算出。

過疎団体の例
 にしおこっぺむら
 北海道西興部村(過疎法2条)の歳入構造(H17)

(歳入総額 2,305百万円)



※備考 ①総務省「平成17年度地方財政状況調査」による。

6. 市町村合併の進展

(過疎関係市町村でも合併が着実に進展)

- 市町村合併の進展に伴い、過疎関係市町村数は1,210(平成14年4月1日、追加公示後)から、735(平成19年12月1日)に減少。
- 1,210団体のうち市町村合併を経験した団体は823団体(68.0%)にのぼっており、過疎関係市町村の合併は着実に進展してきた。
- これに伴い、過疎関係市町村の面積は平均約154平方キロから約336平方キロへと拡大。人口も平均6,219人から39,919人へと拡大。
- 過疎関係市町村の内訳 <・第2条第1項 505団体 ・第33条第1項(みなし過疎) 72団体 ・33条2項(一部過疎) 158団体>

過疎関係市町村の人口規模による比較

項目	1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 10万人未満	10万人以上
平成14年 4月1日現在	1,035	166	9	0
平成19年 12月1日現在	341	175	153	66

※備考 ①それぞれの時点における過疎関係市町村を人口規模毎に区分したもの。
 ②人口は、国勢調査による。(平成14年4月1日現在については、平成12年国勢調査、平成19年12月1日現在については平成17年国勢調査を用いている)
 ③一部過疎地域を含む市町村については、その全域の人口による。

過疎関係市町村の面積による比較

項目	300km ² 未満	300km ² 以上 500km ² 未満	500km ² 以上 1,000km ² 未満	1000km ² 以上
平成14年 4月1日現在	1,069	82	55	4
平成19年 12月1日現在	436	128	149	22

※備考 ①それぞれの時点における過疎関係市町村を面積毎に区分したもの。
 ②面積は、国勢調査による。(平成14年4月1日現在については、平成12年国勢調査、平成19年12月1日現在については平成17年国勢調査を用いている)
 ③一部過疎地域を含む市町村については、その全域の面積による。

【平成19年12月1日 735過疎関係市町村現在】

- ◆全国市町村の1市町村当たり人口 39,919人
- ◆過疎関係市町村で人口が あおがしまむら
 - ・最小 214人(東京都 青ヶ島村)(2条1項)
 - ・最大 1,474,811人(京都府 京都市)(33条2項)

(33条2項市町村については、過疎とみなされる区域を含む当該市町村全体の数値による)

【平成19年12月1日現在 735過疎関係市町村現在】

- ◆全国市町村平均 335.98km²
- ◆過疎関係市町村における となきそん
 - ・最小面積 3.74km²(沖縄県 渡名喜村)(2条1項)
 - ・最大面積 2,177.67km²(岐阜県 高山市)(33条2項)

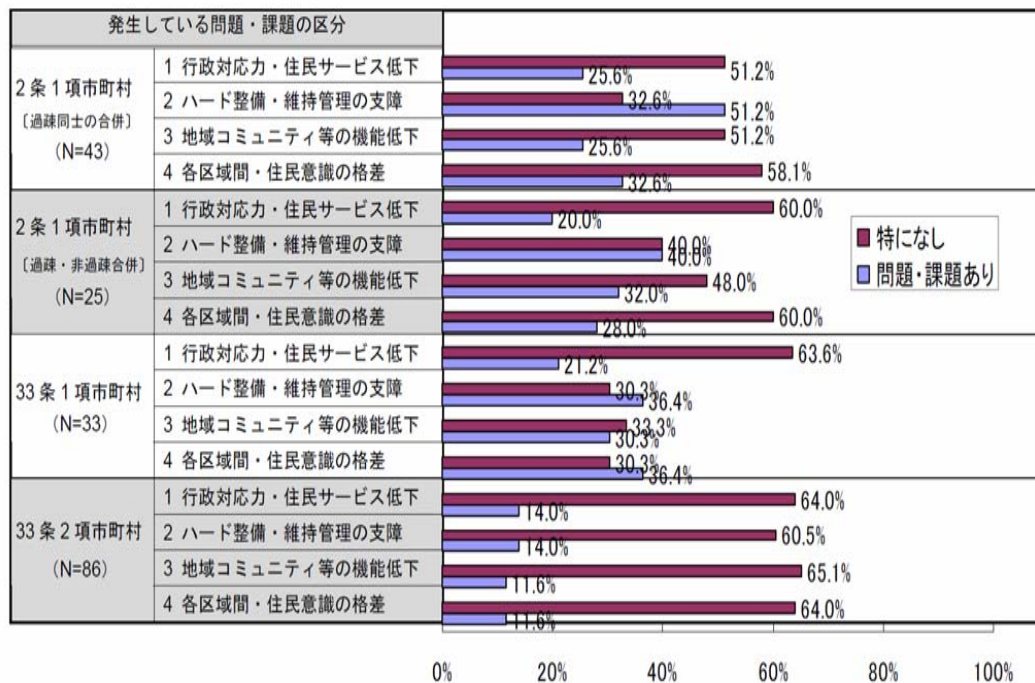
(33条2項市町村については、過疎とみなされる区域を含む当該市町村全体の数値による)

7. 市町村合併の進展に伴う過疎関係市町村における課題

(合併の効果の発現、新市町村一体となった過疎対策の推進)

- 合併した過疎関係市町村では、合併に伴う過疎対策上の課題・問題は特段ないとする団体が多い。
- 課題認識をもつ団体では、ハード整備・維持管理ほか過疎対策への新市町村一体となった取組み、新市町村内での区域間の格差への対応等が指摘されている。これらの取組み・対応面での先進的事例も存在。
- 合併新市町村一体としての対策を講ずることにより、①旧過疎地域市町村固有の資源や先駆的取組みを新市(町村)全体で活用・展開する、②行財政基盤の充実を生かしたインフラ整備を図るなど、合併・広域化に伴うメリットと効果を最大限生かすことが必要。

合併に伴う過疎対策上の問題・課題の発生状況

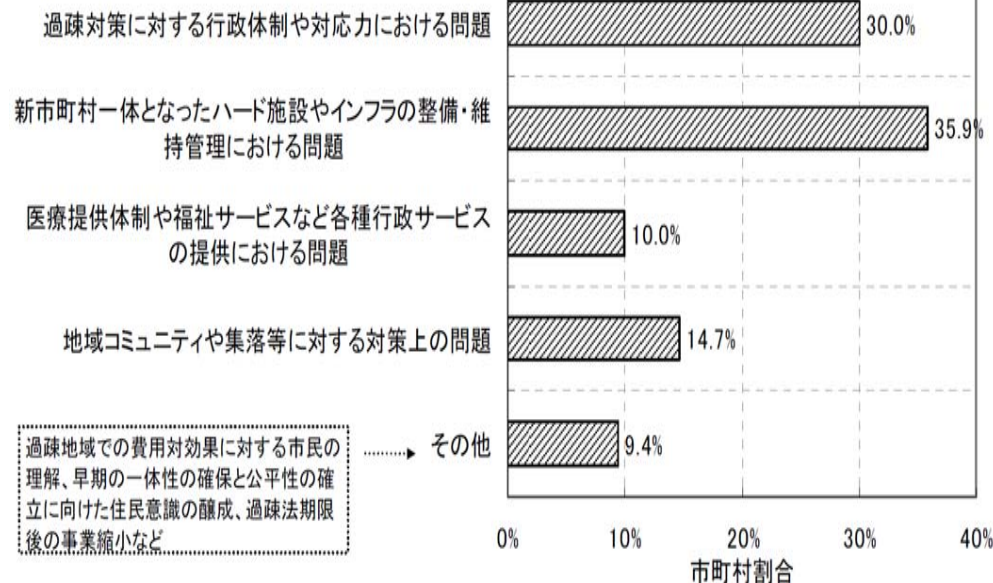


※備考 ①『市町村合併による過疎地域への影響と振興方策に関する調査』

(平成18年3月・総務省自治行政局過疎対策室)

33条2項市町村での過疎対策推進上の問題点

(N=170)



※備考 ①『過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査』

(平成19年3月・総務省自治行政局過疎対策室)

8. 生産農業所得

(非過疎地域より厳しい農業環境)

○ 耕地10a当たり生産農業所得

都府県で1~2万円程度、北海道で3~7千円程度、過疎地域が低い。

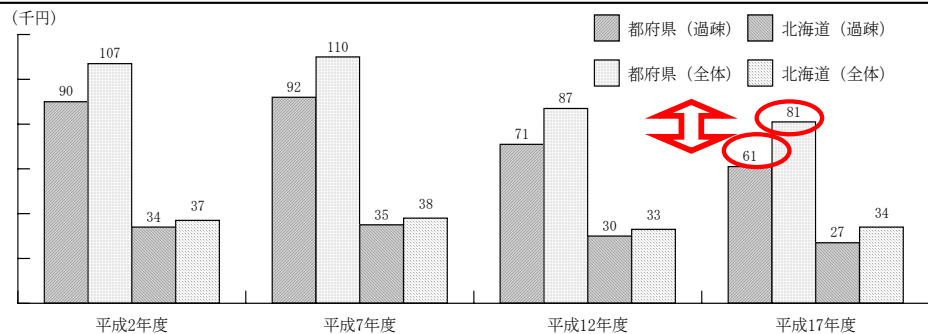
平成2年から平成17年までの生産農業所得の減少率をみると、都府県、北海道ともに、過疎地域の方が減少率が高い

○ 1戸当たり経営耕地面積

過疎地域では1.46haから1.63haに増加(11.6%増)しており、全国の伸び率(6.1%増)よりも伸び率が高い。

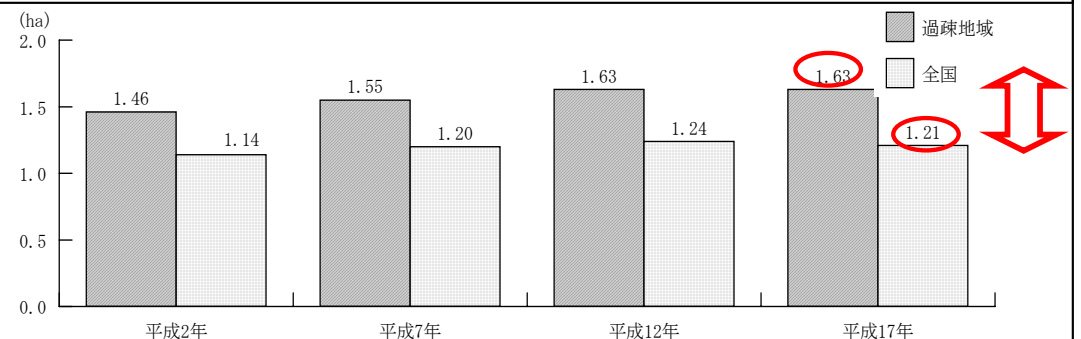
過疎地域の農業は、広い耕作地だが低生産であり、非過疎地域より厳しい環境にあると言える。

耕地10a当たり生産農業所得の状況について



※備考 ①農林水産省「生産農業所得統計」及び「耕地及び作付面積統計」による。
 ②過疎地域は、平成19年4月1日時点。
 ③平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

1戸当たり経営耕地面積の状況について

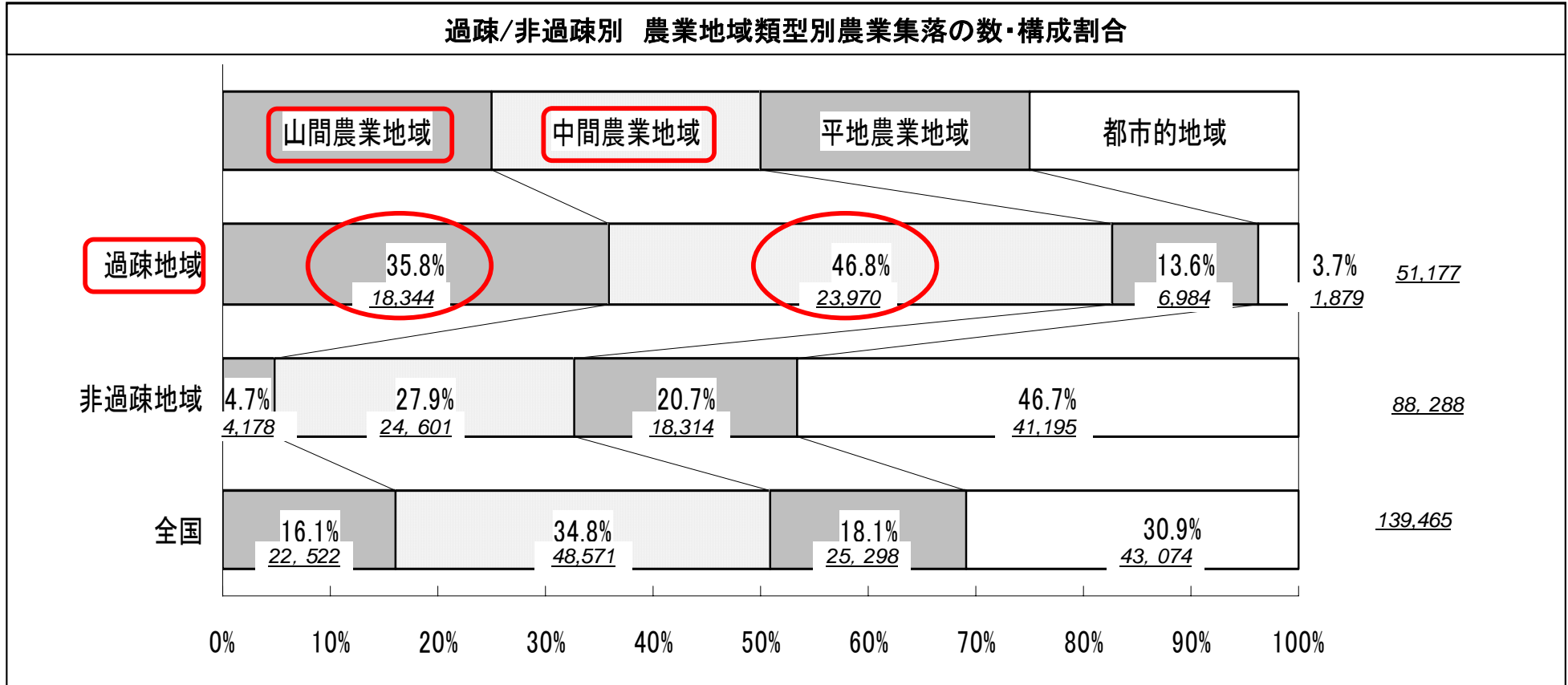


※備考 ①農林水産省「農業センサス」及び「世界農林業センサス」による。
 ②過疎地域は平成19年4月1日時点。
 ③経営耕地総面積／総農家数により算出。

9. 地域類型別の農業集落の構成割合

(山間農業地域の集落のほとんどが過疎地に存在)

- 過疎地域の農業集落のうち82.7%は山間農業地域、中間農業地域に存在。
- 全国の約14万の農業集落のうち、16.1%を占める山間農業地域集落の大部分(18,344/22,522=81.4%)は過疎地域に存在。
- 平地農業地域や都市的地域の集落についてみると、その大部分は非過疎地域に位置。



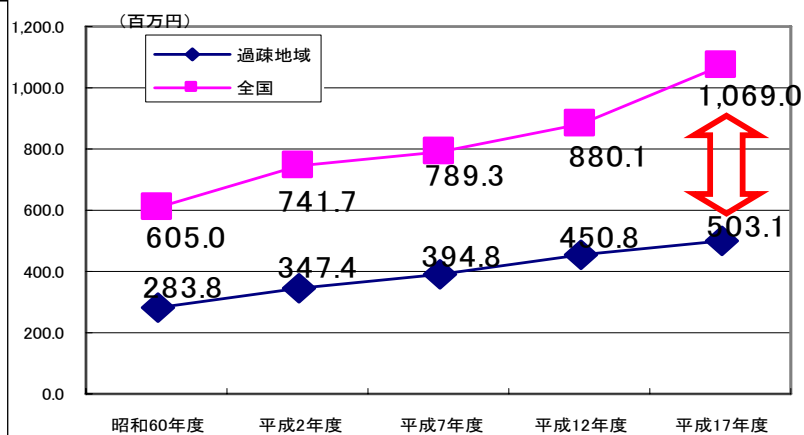
※備考 ①農林水産省「2005年農林業センサス」による。
 ②過疎地域は平成19年4月1日時点。
 ③山間農業地域 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村
 中間農業地域 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村
 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村
 平地農業地域 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く
 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。
 都市的地域 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。
 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。

10. 製造業の状況

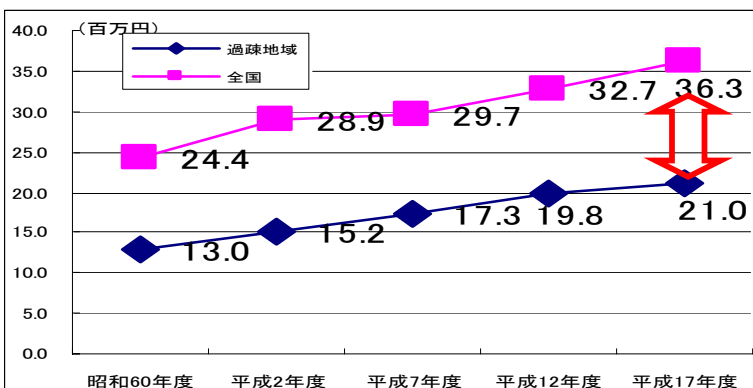
(規模が小さく、厳しい状況にある製造業)

- 事業所数、従業員数については、過疎地域、全国とも減少傾向にあり、過疎地域は平成12年度と比べ事業所で約△18%、従業員で約△14%と厳しい状況にある。
- 1事業所当たりの製造品出荷額や従業員1人当たりの製造品出荷額は、過疎地域は全国の約半分となるなど小規模である。
- 工場立地の成果は見られるものの、過疎地域は国土面積の過半を占める中で、立地件数はわずか約10%にとどまる。

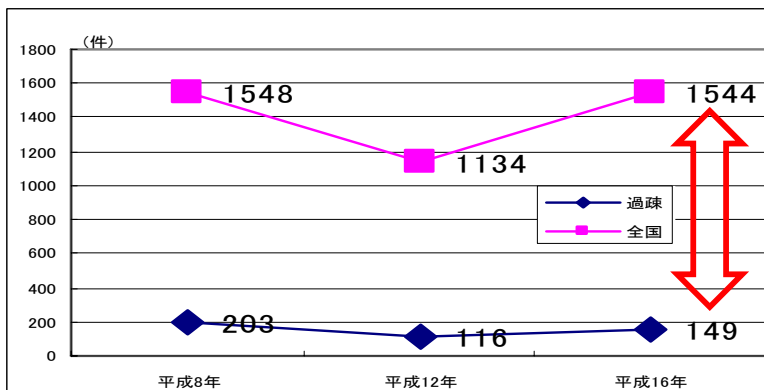
1事業所当たり製造品出荷額について



従業員1人当たり製造品出荷額について



工場立地動向について



※備考

- ①経済産業省「工場立地動向調査」(平成8年、平成12年、平成16年)による。
- ②過疎地域は、平成8年及び平成12年は、各時点。平成16年については、平成19年4月1日時点。

※備考 経済産業省「工業統計調査」による。

11. 商業の状況

(小規模な商店)

○ 過疎地域においては小規模な商店が中心となっている。

1商店当たりの従業者数	過疎地域	4.4人	全国	7.1人
1商店当たりの年間販売額	過疎地域	84百万円	全国	327百万円
従業者1人当たりの年間販売額	過疎地域	19百万円	全国	46百万円

○ こうした中、過疎地域における商店数は△13.3%、従業者数は△7.3%、年間販売額は△14.9%と、全国並みの減少率を示しており、引き続き厳しい状況にある。

商業の状況について

(単位：箇所、人、百万円、%)

項目	地域	平成11年度		平成16年度		16/11
			(%)		(%)	
商店数 (箇所)	過疎	197,072		170,798		△13.3
	全国	1,832,734	(10.8)	1,613,318	(10.6)	△12.0
従業者数 (人)	過疎	816,057		756,886		△7.3
	全国	12,524,768	(6.5)	11,565,953	(6.5)	△7.7
年間販売額 (百万円)	過疎	16,816,275		14,307,011		△14.9
	全国	639,285,131	(2.6)	538,775,810	(2.7)	△15.7
1商店当たり従業者数 (人)	過疎	4.1		4.4		7.0
	全国	6.8	(60.6)	7.1	(62.2)	4.3
1商店当たり年間販売額 (百万円)	過疎	85.3		83.8		△1.8
	全国	348.8	(24.5)	326.5	(25.7)	△6.4
従業者1人当たり年間販売額 (百万円)	過疎	20.6		18.9		△8.3
	全国	51.0	(40.4)	45.8	(41.3)	△10.3

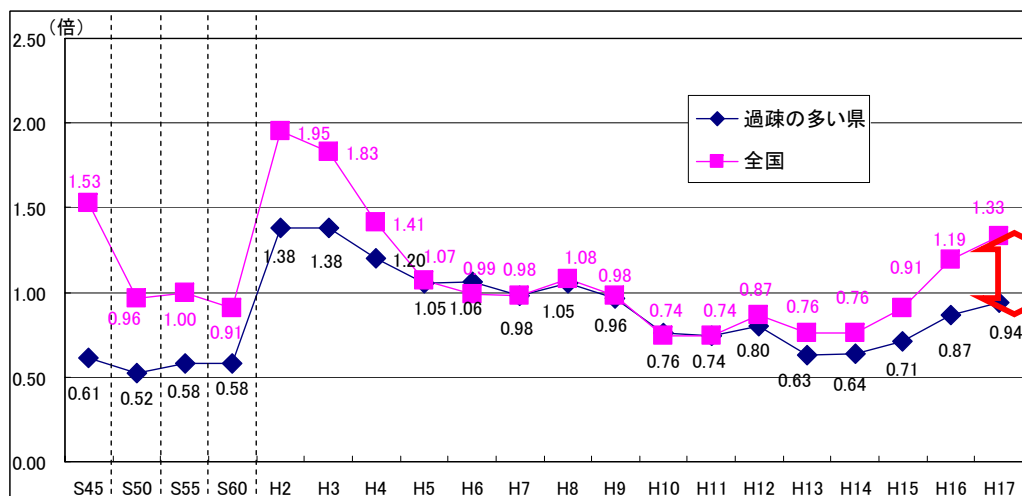
※備考 ①経済産業省「商業統計調査」による。 ②過疎地域は、平成19年4月1日時点。 ③()は対全国比(%)である。

12. 雇用の状況

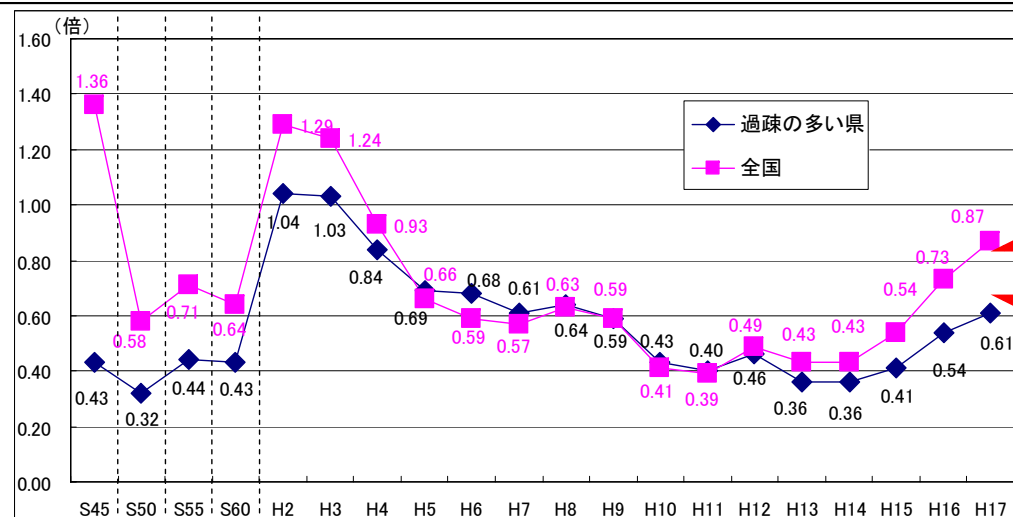
(全国より少ない就業機会)

- 過疎の多い県における新規求人倍率をみると、平成2、3年度をピークに減少傾向にあるが、近年は回復傾向にある。しかし、平成17年度は0.94倍となっており、全国を0.39下回っている。
- 有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示しており、平成17年度は過疎の多い県が0.61倍と、全国を0.26下回っている。
- 新規求人倍率、有効求人倍率ともに、平成5～11年には、全国との差がほとんどないところまで格差が縮まったが、平成13年以降、再び差が拡大している。

新規求人倍率について



有効求人倍率について



※備考 ① 厚生労働省「労働市場年報」による。

② 新規学卒者及びパートタイムを除く。

③ 新規求人倍率 = $\frac{\text{新規求人数 (期間中新たに受けた求人 (採用予定人員))}}{\text{新規求職申込件数}}$

有効求人倍率 = $\frac{\text{有効求人数 (前期から繰越された有効求人数と当期の新規求人数)}}{\text{有効求職者数 (就職未定の求職者)}}$

市町村単位の統計がないため、過疎関係市町村の比率が相対的に大きい県(以下「過疎の多い県」という。)を選び、その平均値を全国と比較した。

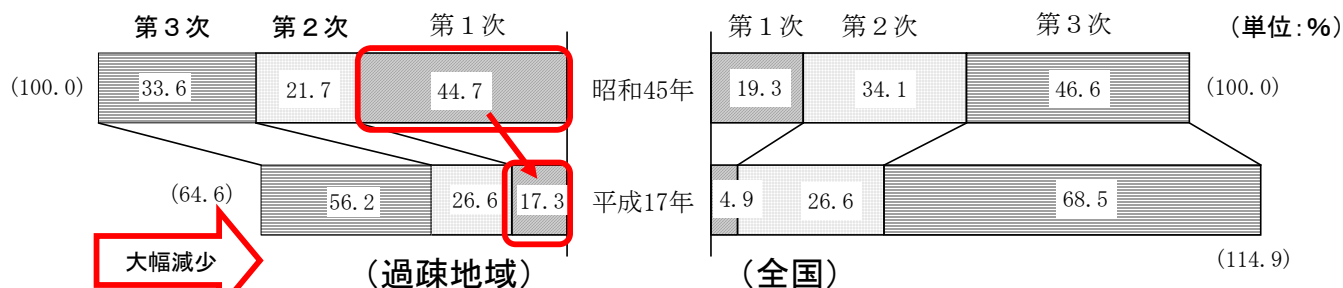
「過疎の多い県」としては、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とした。

13. 産業別人口

(第1次産業が減少、第2次・第3次産業就業者が8割)

- 過疎地域は、昭和45年の産業別就業人口総数を100とした場合、平成17年には64.6と、35年間で大幅に減少している。
- 過疎地域においては、かつては第1次産業が中核的な産業であったが、昭和45年から平成17年までの35年間に、第1次産業人口割合が44.7%から17.3%へと大きく減少。第2次、第3次産業人口割合が約8割を占めている。
- 過疎地域においては、就業人口が減少する中、大幅な第1次産業就業人口の減少が起こっている。

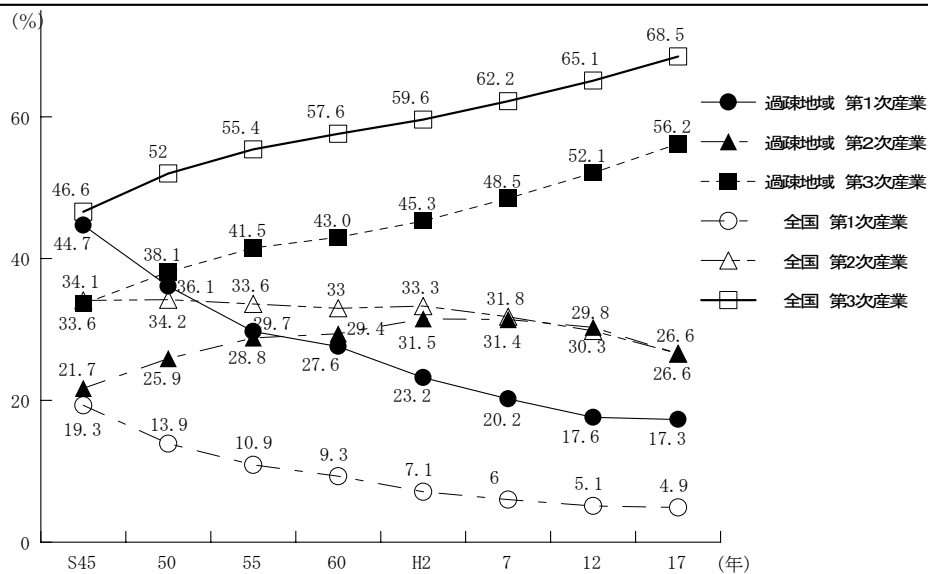
産業別人口及び構成割合の変動状況について



※備考

- ①国勢調査による
- ②()は昭和45年の就業人口を100としたときの指数
- ③過疎地域は平成19年4月1日時点。
- ④平成17年度については一部過疎地域に該当するためデータを取得できない地域が194地域ある。
- ⑤総数には分類不能産業を含まない。

産業別就業人口割合の推移について



※備考

- ①国勢調査による。
- ②過疎地域は平成19年4月1日時点。
- ③平成17年度については一部過疎地域に該当するためデータを取得できない地域が194地域ある。

14. 市町村民所得

(1人あたり市町村民所得の格差が存在)

- 過疎関係市町村一人当たり市町村民所得は2,172千円であり、全国平均を644千円下回っている。
- 特に一部過疎市町村(33条2項)における過疎とみなされる区域で2,036千円と最も低く、33条1項市町村と250千円近い差がみられる。

1人当たりの市町村民所得について

	全国	過疎	過疎		
			2条1項	33条1項	33条2項
1人当たりの市町村民所得 (千円)	2,816	2,172	2083	2279	2036
◎全国との差 (千円)		△ 644	△ 733	△ 537	△ 780
対象市町村数	1164	389	285	62	42
【参考:内閣府公表】全国計	2978				

※備考

- ①各都道府県の平成16年度市町村民所得及び平成17年国勢調査より算出。
- ②上記は、市町村別データが取得できなかった以下の都道府県のデータを除く33府県のデータから作成した。
北海道・千葉県・東京都・神奈川県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・大阪府・奈良県・岡山県・香川・高知県
- ③内閣府公表データは「平成16年度の県民経済計算について」(平成19年3月6日)による各県計である。
- ④過疎地域は平成19年4月1日時点。
- ⑤過疎地域の一人当たり市町村民所得は、33条2項市町村については過疎とみなされている区域のデータで計算したものである。なお、区域別のデータが取得できなかった市町村は除いて算出した。

市町村民所得とは、当該市町村における生産活動により生み出された付加価値であり、一人あたり市町村民所得は、市町村民所得を当該市町村の人口で割り返したものである。市町村民所得には、いわゆる個人の賃金・俸給に代表される「雇用人報酬」のほか、「企業所得」(企業の営業余剰など)や「財産所得」(家計や政府の受取利子など)も含まれる。このため、「一人あたり市町村民所得」とは、市町村全体としての経済規模や経済活動の状況を表す指標であり、個人の所得水準を表すものではない。

15. 納税義務者1人当たり総所得額・課税標準額

(総所得金額等においても全国より低位に)

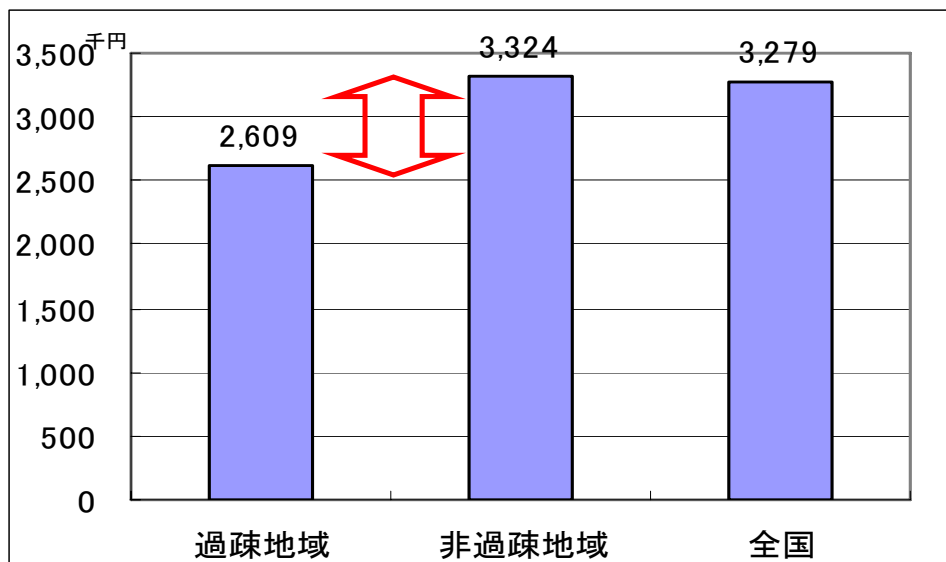
○ 納税義務者一人当たりの総所得金額

過疎地域においては 2,609千円であり、全国平均を 792千円下回っている。

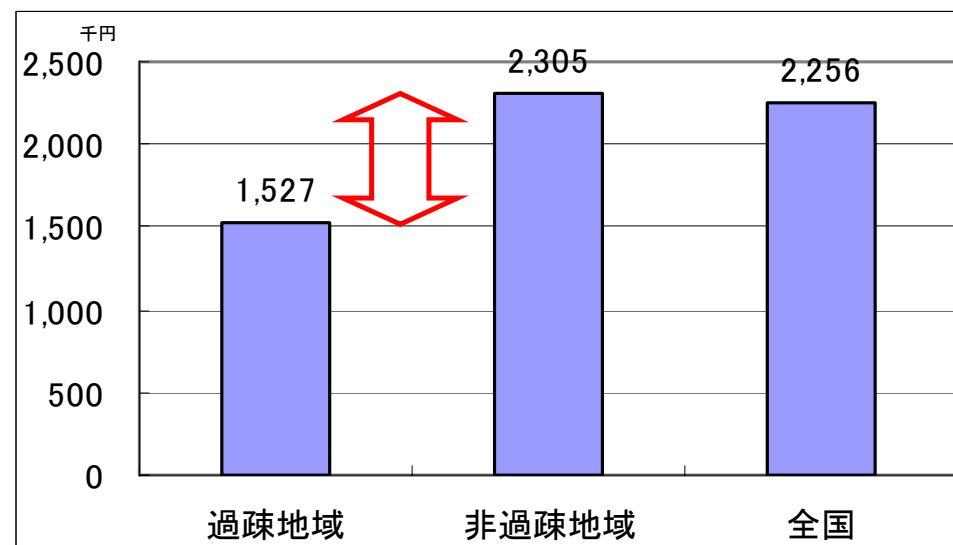
○ 納税義務者一人当たりの課税標準額

過疎地域においては 1,527千円であり、全国平均を 772千円下回っている。

平成18年度納税義務者一人当たり総所得金額について



平成18年度納税義務者一人当たり課税標準額について



※備考

①総務省「市町村民税課税状況等の調」より算出。

②過疎地域は平成19年4月1日時点。

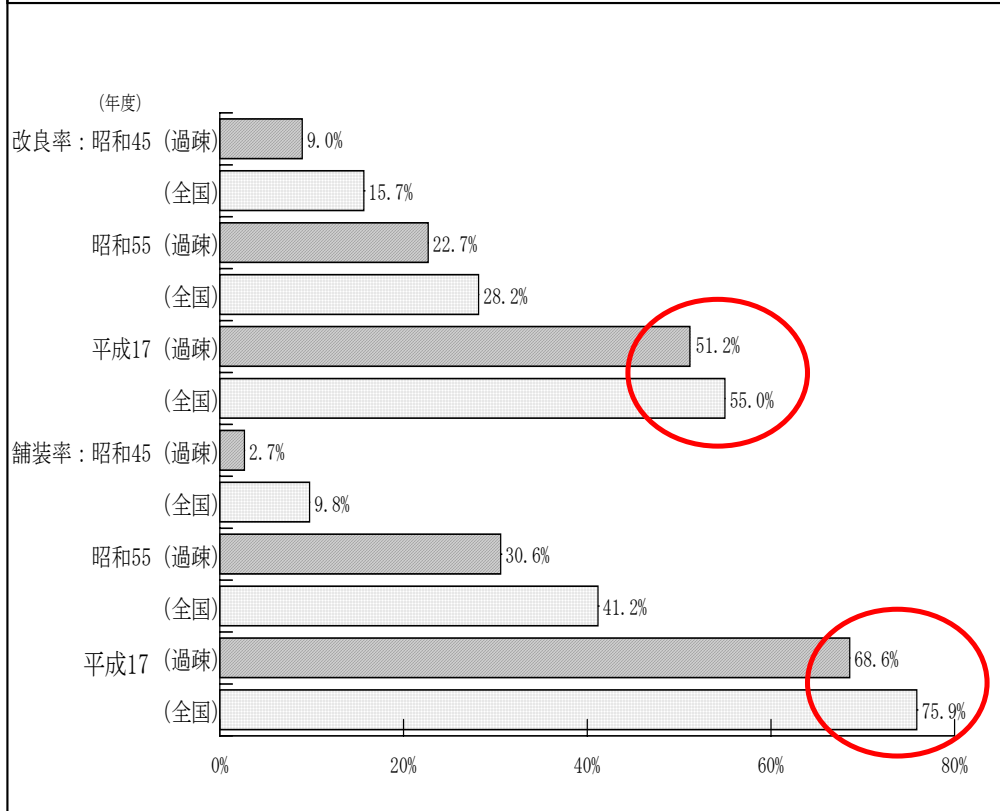
③一部過疎地域に該当するためデータを取得できない地域は除いて算出している。

16. 道路の整備状況

(依然残る道路整備状況の格差)

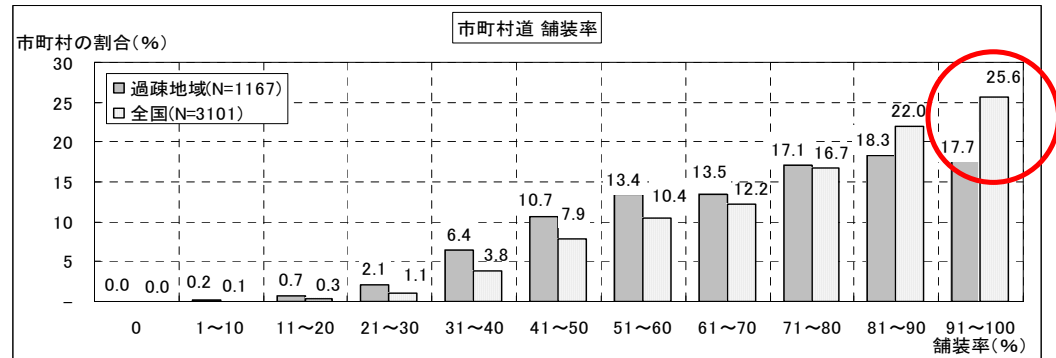
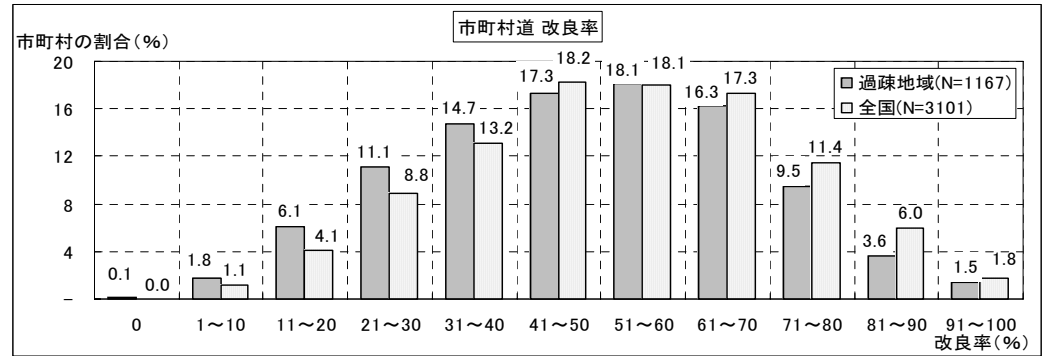
○ 市町村道の整備水準については、これまでの過疎対策により改善されてきているが、格差は残されている。

道路改良率・舗装率の推移



※備考 ①総務省「公共施設状況調」等による。
②平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

道路改良率・舗装率の区別市町村割合



※備考 ①「公共施設状況調(平成14年度)」による。
②過疎地域は、平成16年4月1日時点。

17. 交通の状況（過疎地域から都市等への時間距離）

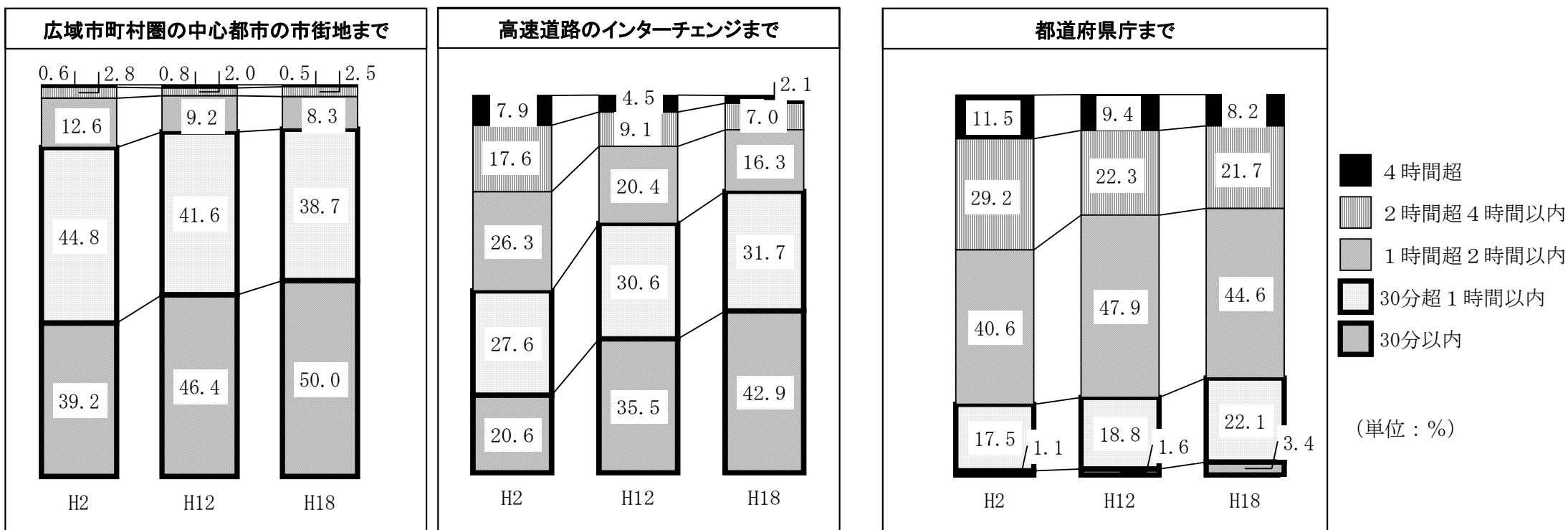
（徐々に改善するアクセス）

○ 過疎地域の市町村の庁舎から自動車により1時間以内で下記の場所まで移動できる市町村の割合は、平成2年度と平成18年度とで比較すると、

- ・ 広域市町村圏の中心都市の市街地まで 84.0% → 88.7%
- ・ 高速道路のインターチェンジまで 48.2% → 74.6%
- ・ 都道府県庁まで 18.6% → 25.5%

へと改善されてきている。

市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合

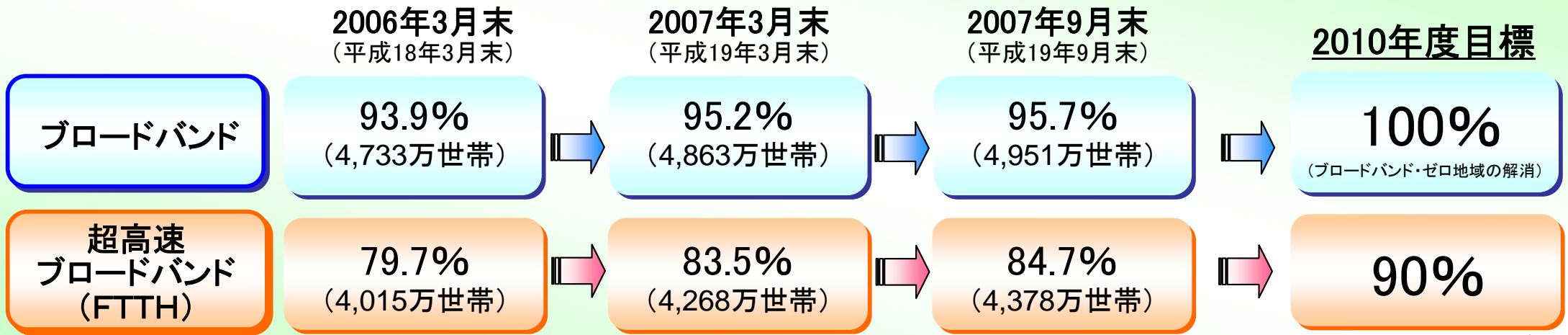


※備考 ①総務省調べ。

②過疎地域市町村の庁舎(市町村の一部が過疎地域とみなされる場合の当該区域については旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設)から、家用自動車で通常用いられる経路を利用した場合の所要時間を、段階別の過疎地域数構成比で示したものである。なお、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間とする。

18. ブロードバンドの整備状況

サービスエリアの世帯カバー率(推計)



IT新改革戦略(平成18年1月 IT戦略本部)

目標

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

- 2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
- ～5. (略)

実現に向けた方策

- 全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、民主導を原則に置き、・・・、事業者に対する投資インセンティブの付与、・・・等の国による必要に応じた支援、・・・の実現を図る。
- ～4. (略)

次世代ブロードバンド戦略2010(平成18年8月 総務省)

整備目標

- 2010年度までに、①ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
②超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。

整備の在り方

1 ブロードバンド整備における原則

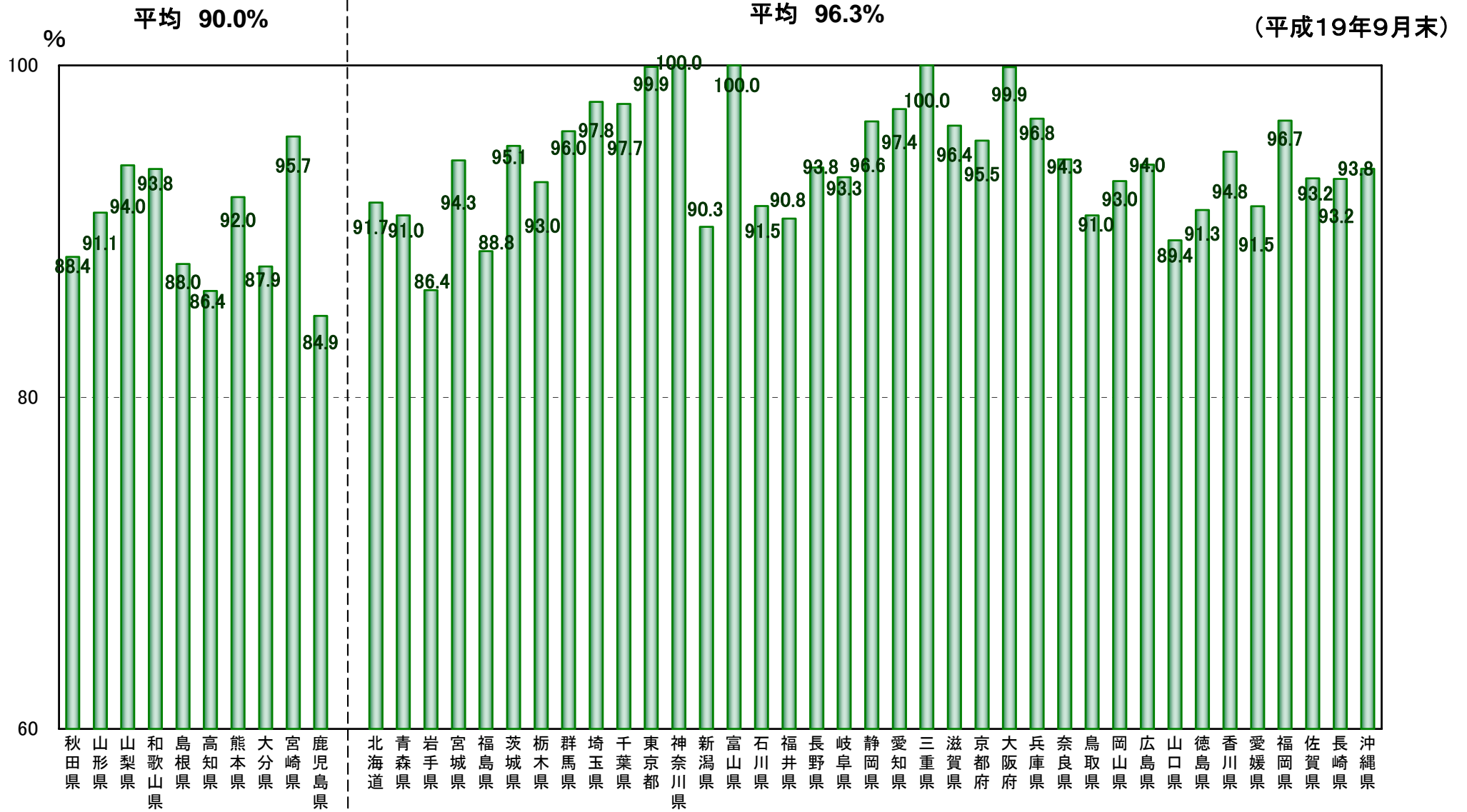
民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保

2 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備
- 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備
- 自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進

3 積極的な需要喚起・利活用の促進

○都道府県別ブロードバンド・サービスエリア世帯カバー率(推計)



※ ブロードバンド・サービス(FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等)について、事業者情報等から、原則町丁目単位での利用可能の有無を区分し、国勢調査(平成12年)及び住民基本台帳(平成19年3月末)の世帯数を踏まえ、都道府県毎のサービスエリアの世帯カバー率を推計。ただし、ADSLについては、サービスエリア内であっても、収容局からの距離が概ね4kmを超える地区については信号の減衰が大きく実用に適しないことから利用可能とせず、世帯カバー率の推計を行っている。

※ 現状、ADSL以外のサービスの整備が進んでいる都府県(FTTH:東京都・神奈川県・滋賀県・大阪府、ケーブルインターネット:富山県・三重県)については、当該サービスの世帯カバー率を、それ以外はADSLの世帯カバー率を「ブロードバンド」の世帯カバー率としている。

○ブロードバンド全国整備に向けたこれまでの取組

官民連携によるブロードバンド全国整備の促進

○官民連携による整備方策の充実

- ・ブロードバンド整備に関する都道府県単位のロードマップの作成
- ・整備マニュアル・活用事例集の作成

電気通信事業者・地方公共団体への支援策

○電気通信事業者に対する支援

- ・電気通信基盤充実臨時措置法に係る利子助成等の実施

○地方公共団体に対する支援

- ・地域情報通信基盤整備推進交付金
- ・ブロードバンド・ゼロ地域解消事業(地方財政措置)

次世代ブロードバンド基盤技術の研究開発・導入促進

○次世代ブロードバンド基盤技術の研究開発・導入促進

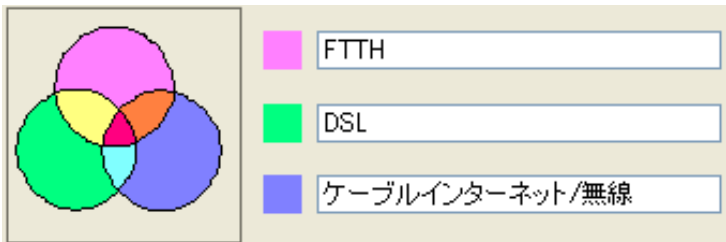
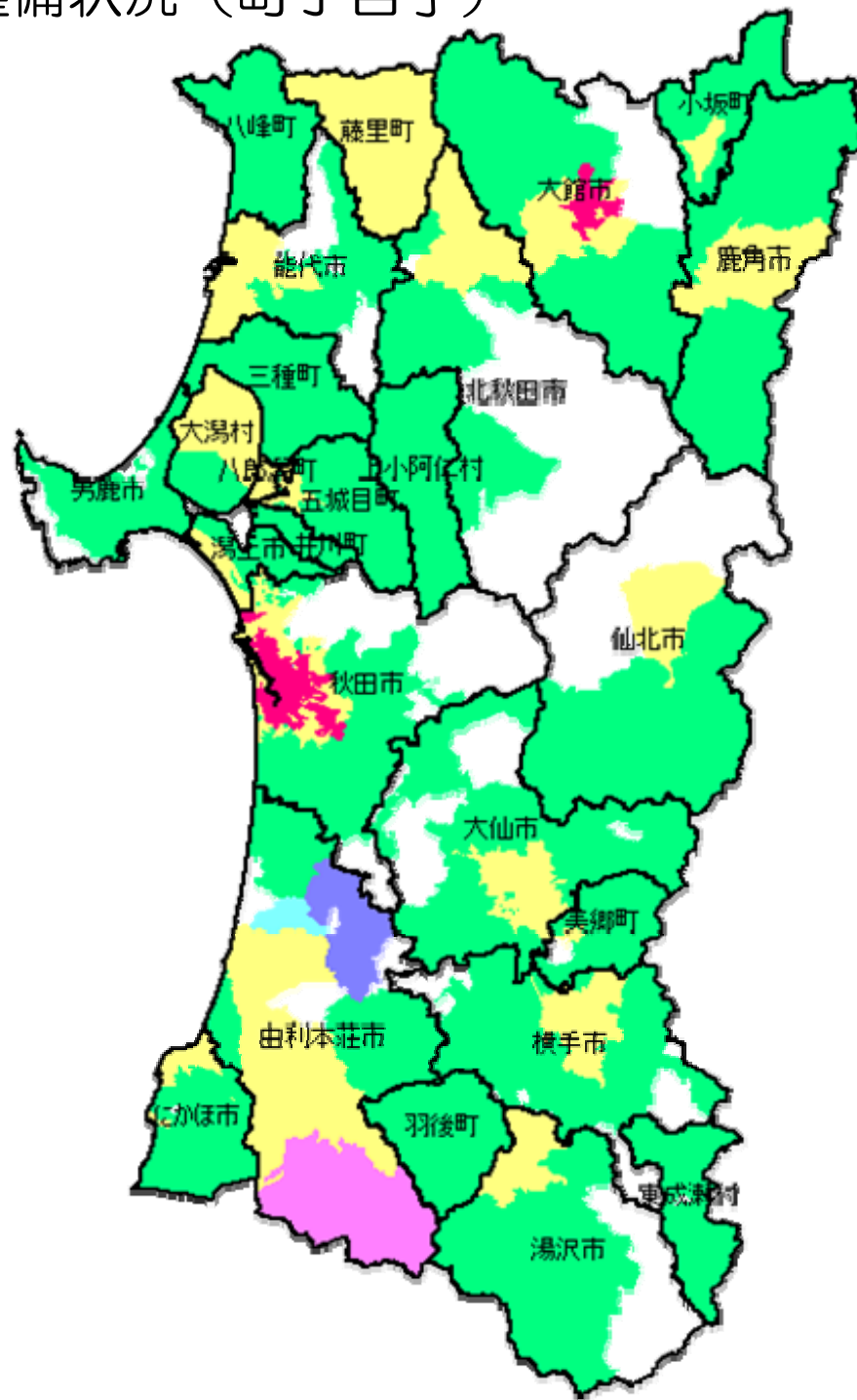
- ・有線系・無線系技術の組み合わせによる技術検証(実証実験)

(参考) 秋田県におけるブロードバンド整備状況 (町丁目字)

サービスエリアの世帯カバー率(推計)

※平成19年9月末現在

	全国	秋田県
ブロードバンド ・サービス全体	95.7%	88.4%



- ※1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在。
- ※2 ブロードバンド・マップは、ブロードバンド・サービス (FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等) について、事業者情報等から、原則町丁目字単位で利用可能な有無を区分し地図上に色塗りしており、色塗りの地域は全域で必ずしもサービス提供されているとは限らない。
- ※3 サービス提供状況は総務省調べによる。

19. 携帯電話サービスエリアの現状(人口カバー率)

<エリア外人口>

	平成17年度末	平成18年度末	平成20年度末(目標)
全 国	58.0万人(0.5%) ^{注1}	41.6万人(0.3%) ^{注1}	38.0万人以下
うち条件不利地域	52.3万人(1.7%) ^{注2}	39.6万人(1.2%) ^{注2}	32.3万人以下

※条件不利地域(対象地域は過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯。)

注1 総人口に対するエリア外人口の割合

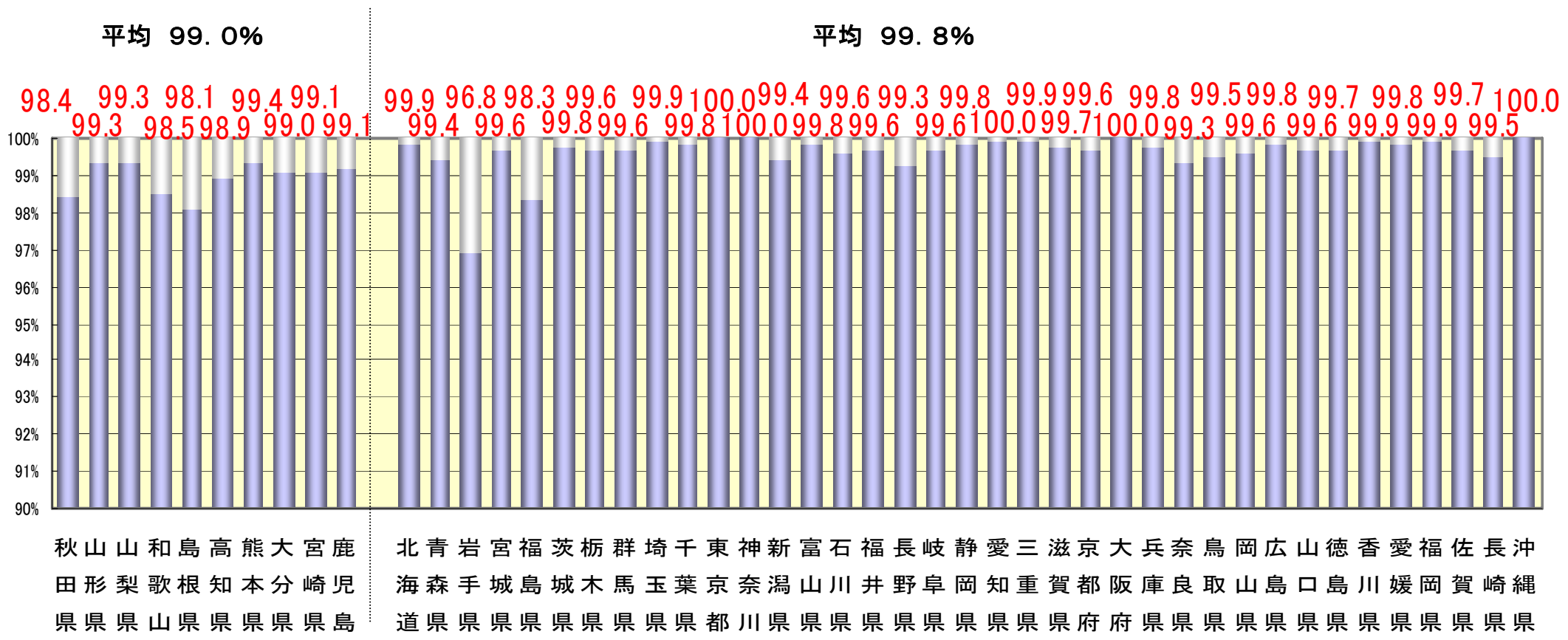
注2 条件不利地域の人口に対する当該地域におけるエリア外人口の割合

<重点計画2007(平成19年7月26日IT戦略本部決定)(抄)>

通信事業者において携帯電話の利用可能地域の拡大を進めるほか、移動通信用鉄塔施設整備事業または無線システム普及支援事業を活用し、平成18年度から平成20年度末までの間に過疎地域等の条件不利地域において、新たに20万人以上が携帯電話を利用可能な状態とする。

○都道府県別のエリア外人口の状況(平成18年度末現在)

○ 携帯電話エリア内人口数 1 2 6 5 1 万人 (99.7%)
 ○ 携帯電話エリア外人口数(空白部分) 4 2 万人 (0.3%)
 (参考) 全国の市町村役場等周辺については既にエリア化済



注 事業者情報、国勢調査データ等に基づき推計。

携帯電話エリア内人口の割合(%)
 携帯電話エリア外人口の割合(%)
 * 表中の数字の単位は人口カバー率(0.1%未満は四捨五入)

20. 定住の促進

(定住促進のための取組が必要)

- 過疎関係市町村で人口が増加した団体の人口増加要因は、宅地分譲、公営住宅等の整備、移住・UIターンによるものが多い。
- 転入者・UIターン者を増やすための施策としては、職業斡旋、不動産情報の提供・斡旋、住宅・宅地の整備、保険・医療・福祉サービス(施設)の整備などの幅広い地域サービスを総合的に確保するとともに、情報発信、相談体制の整備が必要である。

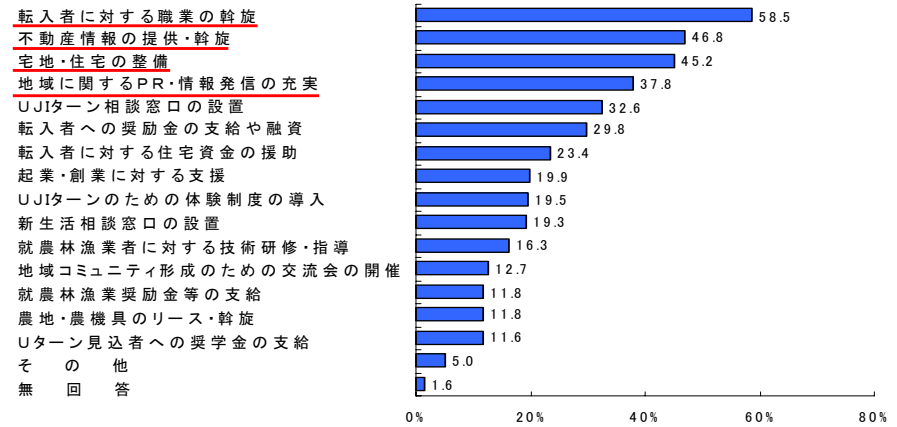
人口が増加した過疎市町村における人口増加要因

(単位：団体、%)

項 目	H2～H7人口増加 市町村(111団体)	H7～H12人口増加 市町村(89団体)	H12～H17人口増加 市町村(25団体)
1 企業立地、企業誘致等による就業の場の拡大	47 (42.3)	21 (23.9)	1 (4.0)
2 第1次産業従事者の定着、増加	4 (3.6)	6 (6.8)	2 (8.0)
3 地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住	9 (8.1)	15 (17.0)	2 (8.0)
4 <u>宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備</u>	70 (63.1)	62 (70.5)	5 (20.0)
5 生活環境整備の充実	22 (19.8)	7 (8.0)	1 (4.0)
6 寿命の伸長等による自然増加	7 (6.3)	3 (3.4)	0 (0.0)
7 <u>自然環境等を求めている移住・UIターン</u>	16 (14.4)	9 (10.2)	4 (16.0)
8 交通体系の整備等による近郊都市の通勤圏化、ベッドタウン化	19 (17.1)	10 (11.4)	2 (8.0)
9 学校等公共施設の開設に伴う教職員、学生の居住	9 (8.1)	3 (3.4)	0 (0.0)
10 病院、老人ホーム等の医療・厚生福祉施設の入院・入所者、職	24 (21.6)	22 (25.0)	1 (4.0)
11 公共事業等工事関係者の一時的流入	25 (22.5)	12 (13.6)	3 (12.0)
12 宗教団体の進出	1 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
13 その他	11 (9.9)	20 (22.7)	4 (16.0)

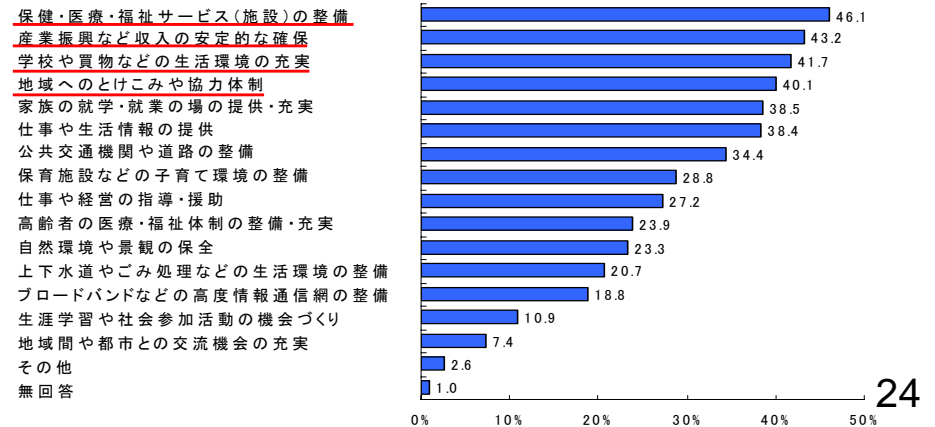
※備考 ①総務省調べ。
 ②H2～H7、H7～H12についての過疎地域は、過疎地域活性化特別措置法に基づく
 ③H12～H17についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく
 (平成19年4月1日時点)。
 また、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域の人口に基づく。

UIターン者が考える転入者を増やすために望まれている施策



※備考 ①総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」(平成15年度)による。

UIターン者が考える転入者が長く住み続けてもらうために必要な施策



※備考 ①総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」(平成15年度)による。

定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業

○事業の概要

地域の若者や都市部からのUIターン者等を含めた定住を促進するための、基幹的な集落等における定住促進団地の整備等を行う。

○事業の内容

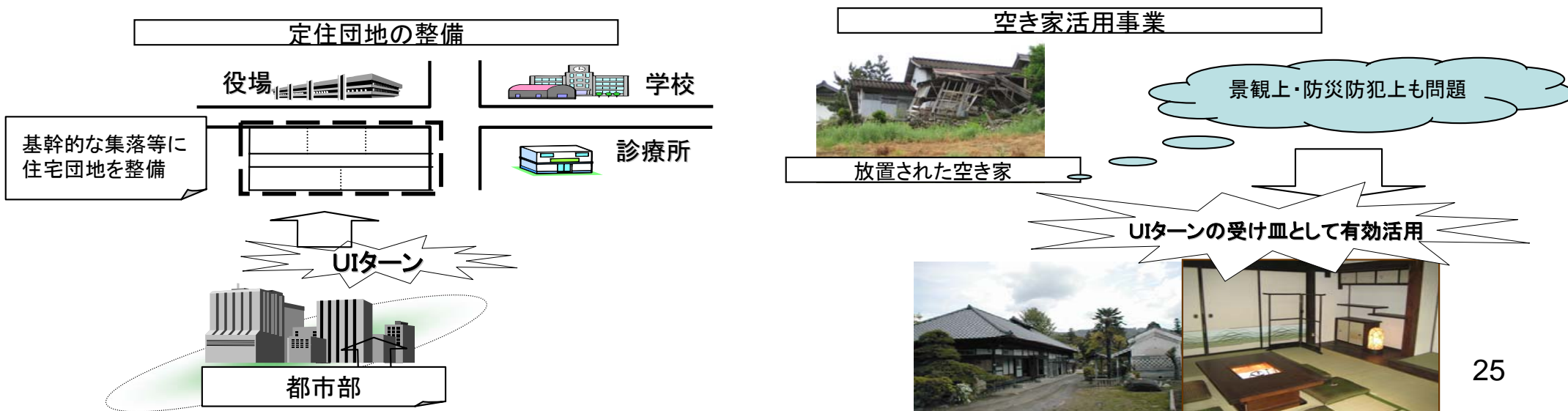
(1) 事業の種類

- ①定住促進団地整備事業・・・地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。
- ②定住促進空き家活用事業・・・空き家を活用し、地域における定住を促進するため、空き家改修経費に対して補助を行う。

〔○空き家の取得改修のみならず、一定期間借り受けて改修する場合を補助対象に追加 等〕

- (2) 補助率 1/2以内
- (3) 事業実施期間 2ヶ年度以内
- (4) 平成20年度予算案 190,703千円の内数 (平成19年度予算額 178,147千円の内数)

○事業のイメージ図

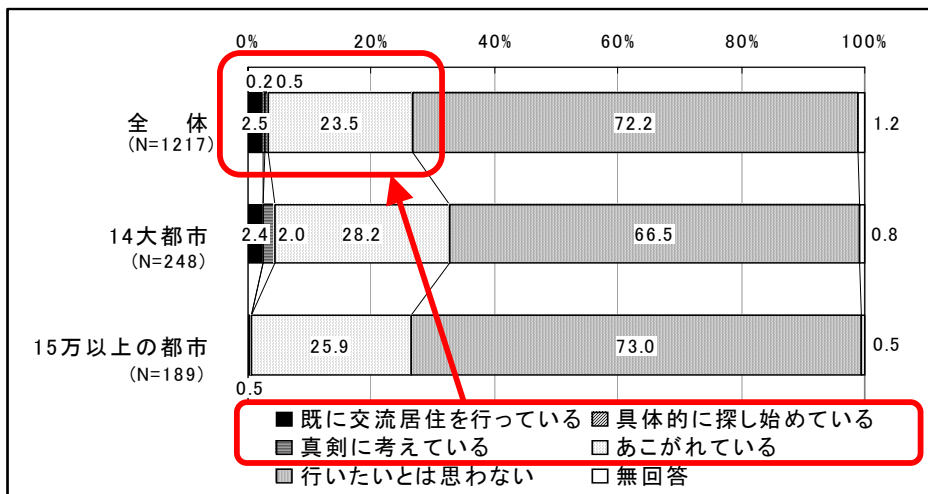


21. 都市から地方への移住・交流

(移住・交流の促進のための体制整備が必要)

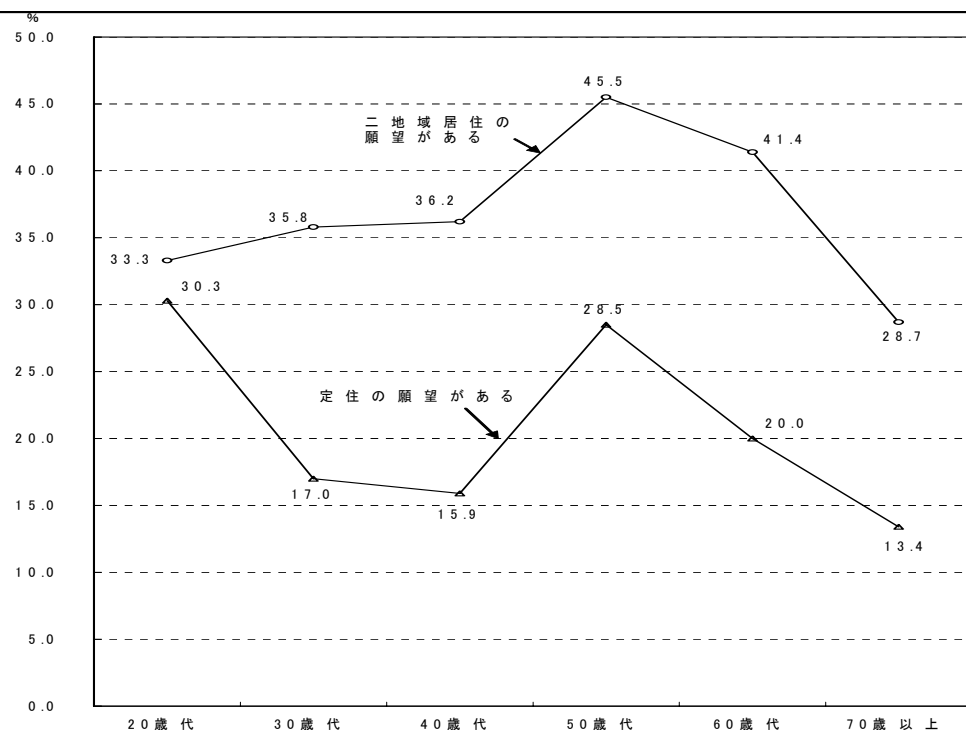
- 都市住民のうち地方への移住や交流に興味を持っている人は全体の約3割に上り、地域の活性化を図るとともに都市住民のニーズを満たす移住・交流の推進の必要性が高まっている。
- 都市住民の自治体に対するニーズとして、「交流居住に関する情報発信」「相談窓口の設置」など、地域と都市住民の橋渡しとなるような受入体制整備を求めている。

交流居住に関する都市住民の意識



※備考 ①総務省「過疎地域における交流居住にむけたニーズ分析に関する調査」(平成16年度)による。

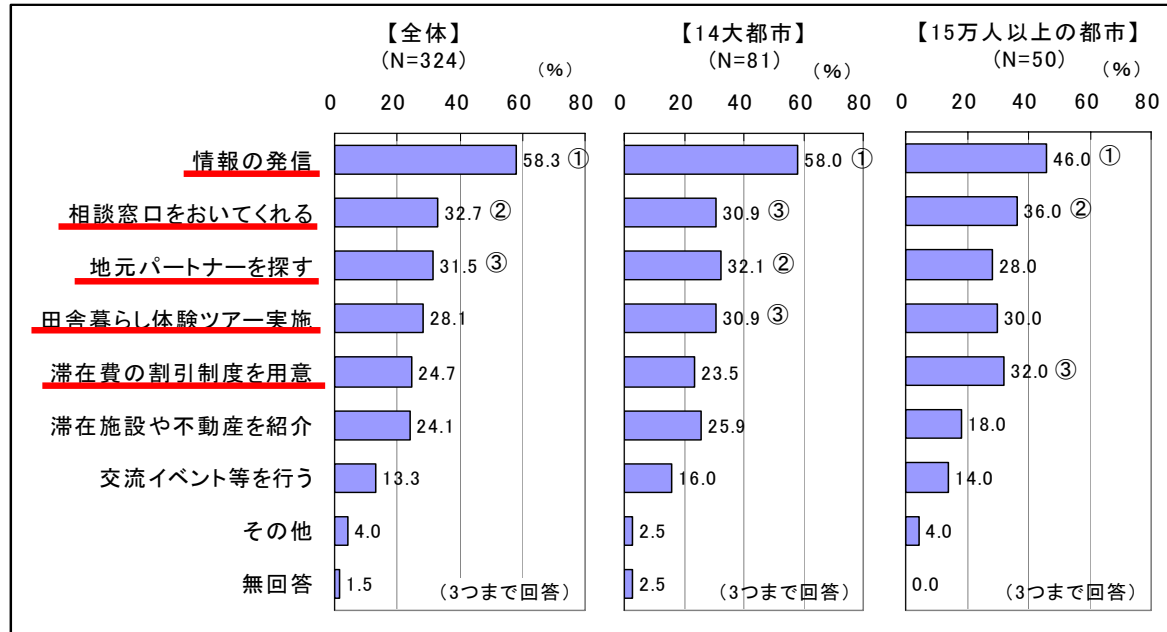
都市と農山漁村の共生・対流に関する意識調査(年代別男女計)



(注) 二地域居住、定住の願望は「都市地域」に居住しているとする者975人に聞いたもの。

※備考 ①内閣府政府広報室「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」(平成17年11月調査)による。

都市住民が自治体に希望する交流居住に関する施策の内容



※備考 ①総務省「過疎地域における交流居住にむけたニーズ分析に関する調査」(平成16年度)による。

移住・交流が過疎地域にもたらす効果と可能性

経済的効果

- ・空地、空き家等の有効活用（売却利益、賃貸料の発生）
- ・新居の建築、リフォームに伴う建築業者への発注
- ・建築資材や家財の地元購入
- ・地域消費の増加（滞在時の消費と都市生活用の地元産品の購入）
- ・消費の拡大に伴う雇用の発生の可能性
- ・インフラ整備の促進

社会的効果

- ・農産物等の新たな販路の可能性
- ・滞在人口の増加がもたらす活気
- ・地域の構成人員の多様性
- ・将来の定住に繋がる可能性
- ・地域文化の継承
- ・国土の保全（美しい田園景観、魅力ある田舎の創造）
- ・地域環境の再確認（都市住民の評価によって確認する）
- ・交流活動がもたらす生き甲斐（高齢者等）
- ・都市住民への情報発信（地域のイメージアップ、観光客の誘致等）
- ・都市住民の多様なニーズの把握

教育的効果

- ・都市住民からの刺激による啓発
- ・地域文化の向上

心理的効果

- ・都市住民への農林業、漁業や地方での生活への理解の普及
- ・異なった意識、価値観を有する者との付き合いによる住民意識の刺激、活性化

その他の効果

- ・人脈の拡大
- ・文化交流の活性化

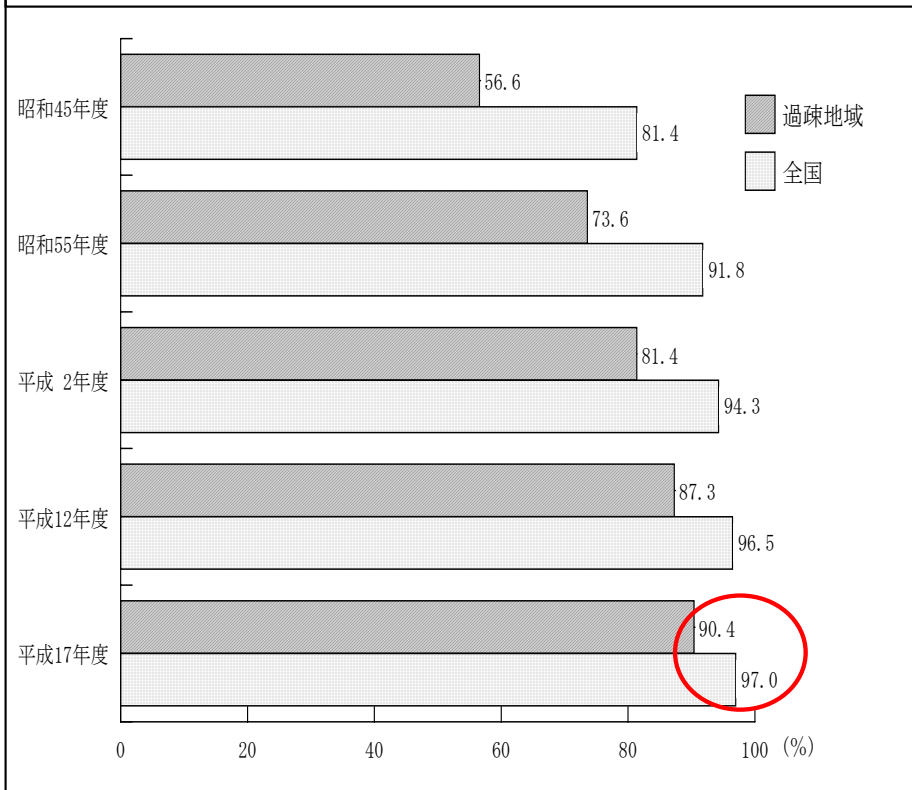
22. 生活環境等の整備状況

(依然残る生活基盤の差)

- 水道普及率については、全国との格差は縮小傾向も、約7ポイントの差。
- 水洗化率については、全国88.1%に対して過疎地域61.9%となっており、依然として著しい差。

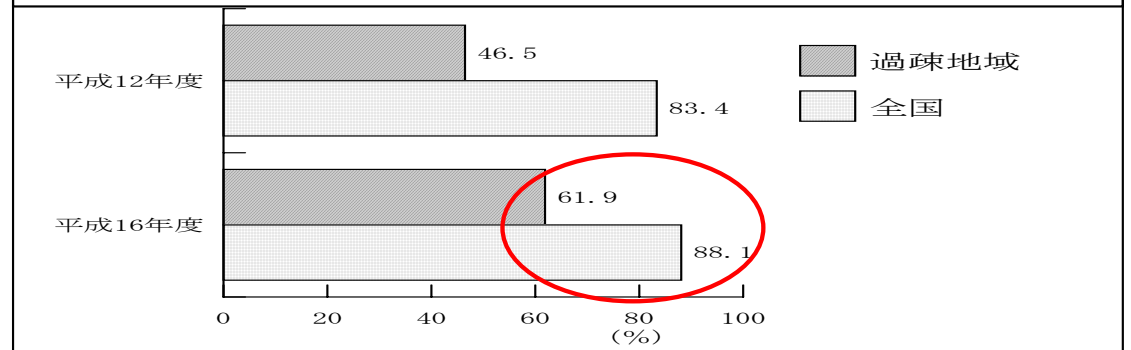
水洗化率の段階ごとの市町村割合をみると、過疎地域では水洗化率91~100%の割合が6.34% (全国では23.16%)。生活排水関連施設は依然として不足。

水道普及率の推移



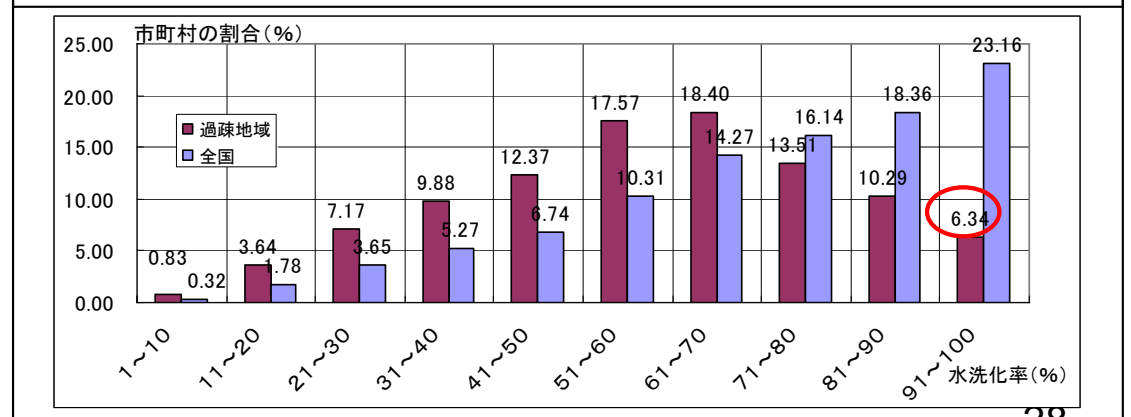
※備考 ①総務省「公共施設状況調」等による。
②平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

水洗化率



※備考 ①環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。
②平成16年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が141区域ある。

平成16年度の水洗化の状況



※備考 ①環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。
②平成16年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が141区域ある。

23. 社会教育施設、体育・スポーツ施設、コミュニティ関係施設の整備状況

(図書館をはじめとする社会教育施設を有さない団体が存在)

○ 1市町村当たりの各施設数については、昭和55年時点から平成17年時点まで数値は上昇している。

(市町村合併に伴う数値の急上昇がみられる)

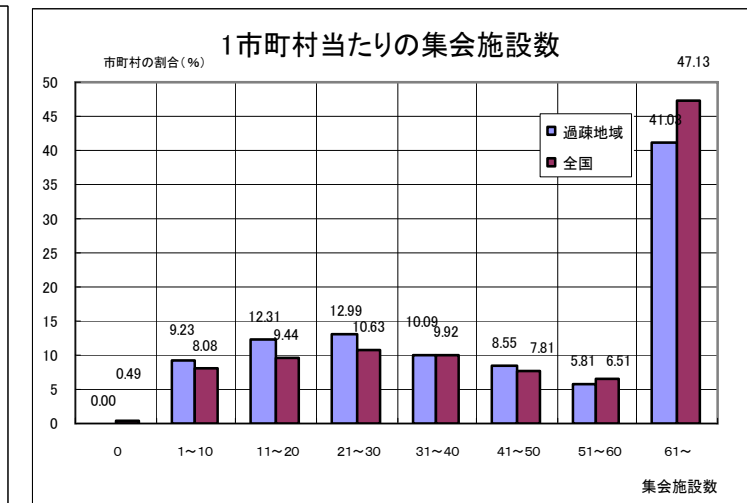
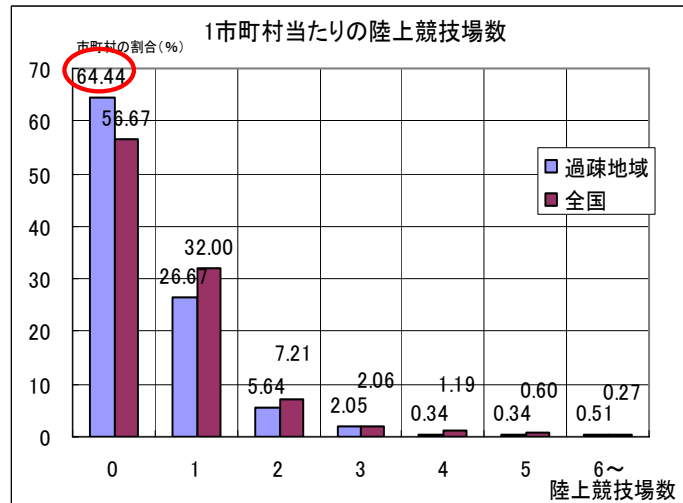
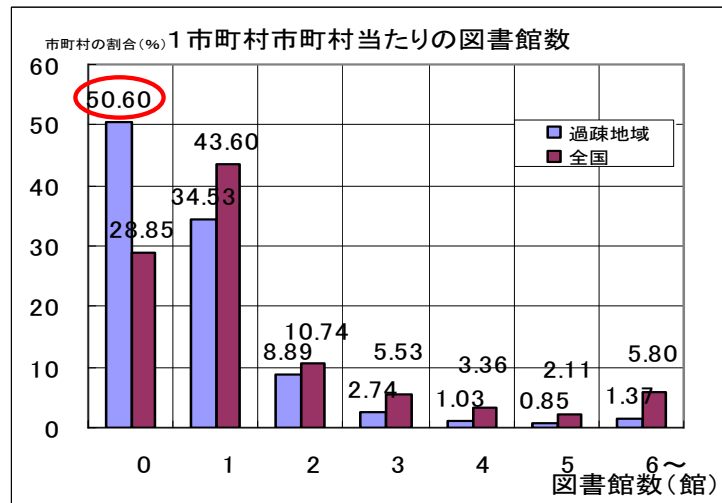
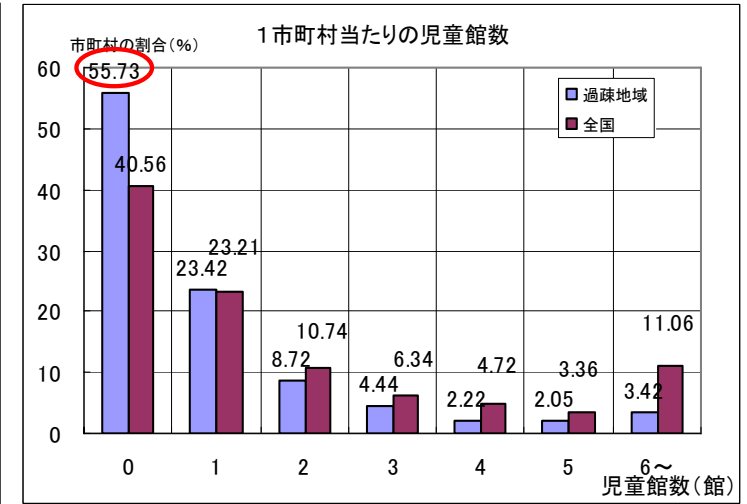
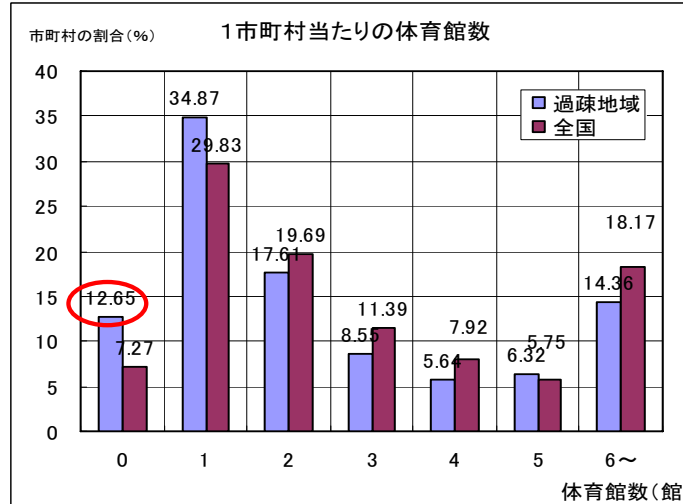
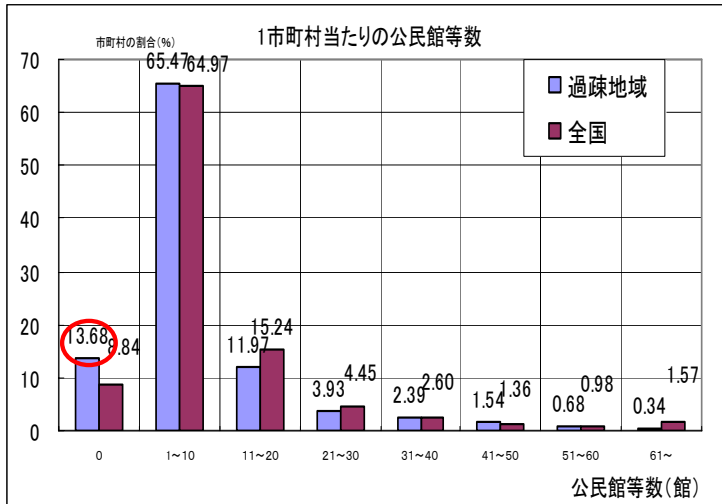
○ 過疎関係市町村のうち、13.68%が公民館等を、50.6%が図書館を、12.65%が体育館を、64.44%が陸上競技場を、55.73%が児童館をそれぞれ有していない。

項目	単位	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
社会教育施設	公民館等数	館	3,051	13,708	3,944	17,755	4,323	17,641	4,210	16,931
	1市町村当たりの数	館	2.7	4.2	3.5	5.4	3.6	5.5	7.2	9.2
	図書館数	館	125	1,358	176	1,977	319	2,656	469	3,050
	1市町村当たりの数	館	0.11	0.42	0.15	0.61	0.26	0.83	0.80	1.65
体育・スポーツ施設	体育館数	館	647	2,984	1,253	5,571	1,616	6,552	1,698	6,656
	1市町村当たりの数	館	0.56	0.92	1.10	1.71	1.34	2.04	2.90	3.61
	陸上競技場数	箇所	199	877	276	1,099	284	1,196	294	1,148
	1市町村当たりの数	箇所	0.17	0.27	0.24	0.34	0.23	0.37	0.50	0.62
コミュニティ関係施設	児童館数	館	502	2,948	504	3,966	540	4,582	606	4,814
	1市町村当たりの数	館	0.44	0.92	0.44	1.22	0.45	1.42	1.04	2.61
	集会施設数	箇所	19,129	78,108	31,914	136,331	40,752	163,939	43,658	172,644
	1市町村当たりの数	箇所	16.6	24.0	27.9	41.8	33.7	50.9	74.6	93.6

※備考 ①各年度の総務省「公共施設状況調」による。

②平成17年度調査については、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項(一部過疎地域)に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

平成17年度社会教育施設、体育・スポーツ施設、コミュニティ関係施設の状況



※備考① 各年度の総務省「公共施設状況調」による。

② 平成17年度調査については、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項(一部過疎地域)に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

24. 義務教育の状況について

(児童生徒数の減少への対応が課題)

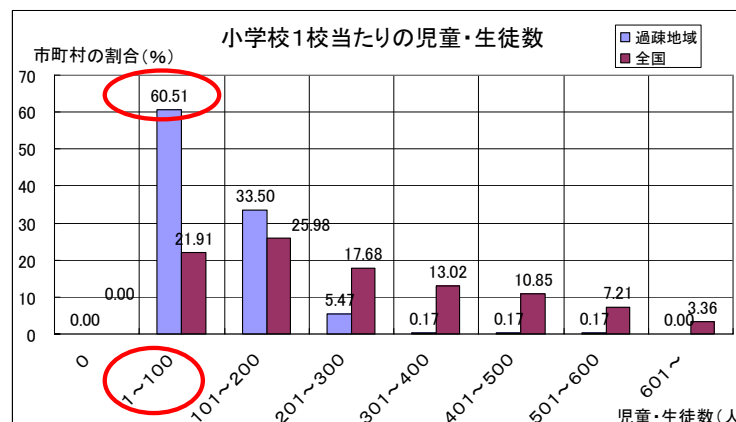
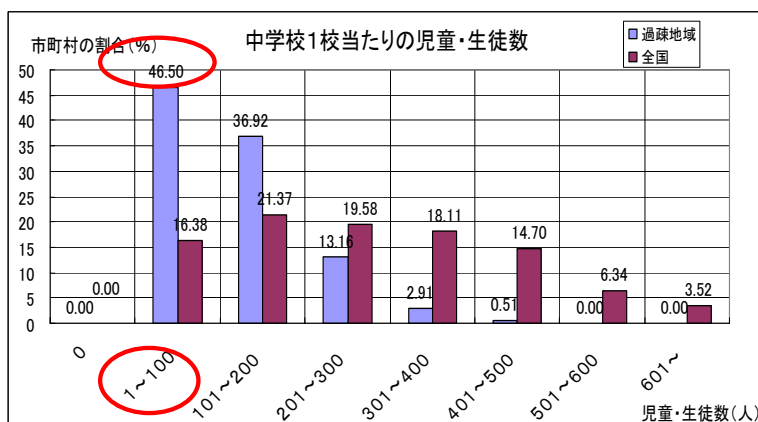
- 過疎地域における1小学校当たり児童数は減少(S45 155人 → H17 109人)しており、過疎地域は全国の約1/3。特に過疎地域は、減少のペースが速い。
- 同様の傾向は中学校でもみられる。
- 今後、地域の実情に応じつつ、小中学校の統廃合など地域の教育環境を維持する取組みの必要性が増すものと考えられる。

小・中学校1校当たりの生徒数等について

単位:校、人、%

項 目	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度				
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	対昭和45年度	全国	対昭和45年度	
小学校	学校数	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,475	67.58	22,606	92.98
	教員数	55,570	370,578	50,354	469,343	46,209	440,443	44,587	396,834	46,770	84.16	404,367	109.12
	児童数	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	489,718	47.84	7,067,832	74.46
	1学校当たり児童数	155	390	126	478	110	368	85	303	109	△ 29.48	313	△ 19.83
中学校	学校数	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	1,970	70.53	10,154	99.40
	教員数	37,380	216,520	29,036	249,778	26,312	275,761	26,548	238,651	27,787	74.34	228,947	105.74
	生徒数	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	266,524	42.16	3,312,007	73.42
	1学校当たり生徒数	226	442	164	502	152	466	120	357	135	△ 40.35	326	△ 26.18

小・中学校1校当たりの生徒数等について



※備考
 ①各年度の総務省「公共施設状況調」による。
 ②平成17年度調査については、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項(一部過疎地域)に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

25. 幼児教育の状況について

- 保育所・幼稚園の施設充足率をみると、過疎地域における施設充足率は162.4%と高い充足率となっている。
- 幼児教育経験者比率をみると、昭和55年度時点での過疎地域は87.6%で、全国に対して3.6ポイントの差が見られたが、平成17年度にはその差は0.3ポイントとなり、その格差はほぼ解消されている。

保育所・幼稚園の施設充足率について

単位：人、%

	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
保育所・幼稚園定員(除乳児)	324,530	4,653,572	301,109	4,461,464	295,918	4,251,003	358,808	4,282,103
幼児人口	322,300	5,511,441	235,764	4,121,230	177,879	3,611,989	220,887	3,528,117
施設充足率	97.7	84.4	127.7	108.3	166.4	117.3	162.4	121.4

備考 ① 各年度の総務省「公共施設状況調」による。

② 平成17年度調査については、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項(一部過疎地域)に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

幼児教育経験者比率について

単位：%

区分	昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		平成2年度		平成13年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	75.5	87.6	87.6	91.2	95.0	95.6	96.0	96.0	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	29.6	63.5	35.4	64.4	34.9	64.1	33.5	60.6	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	45.9	24.1	52.2	26.8	60.1	31.5	62.5	35.4	61.0	38.8

備考 ① 各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。

② 過疎地域は総務省調べ。

③ それぞれの数値は、右記の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率＝幼稚園就園率＋保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

26. 高等教育について

- 高校進学率については、過疎地域と全国とでほとんど格差がみられない。

<高校進学率について>

単位：%

昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成13年度		平成18年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
91.8	94.2	94.4	94.2	96.3	94.6	97.7	96.9	98.4	97.7

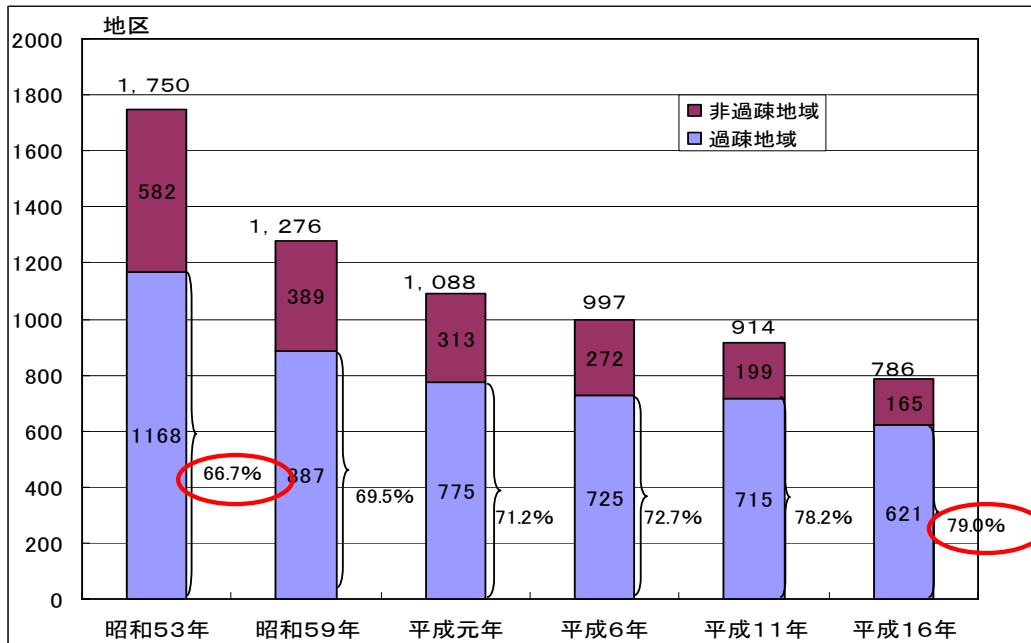
※備考 ①各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)による。

27. 無医地区の状況

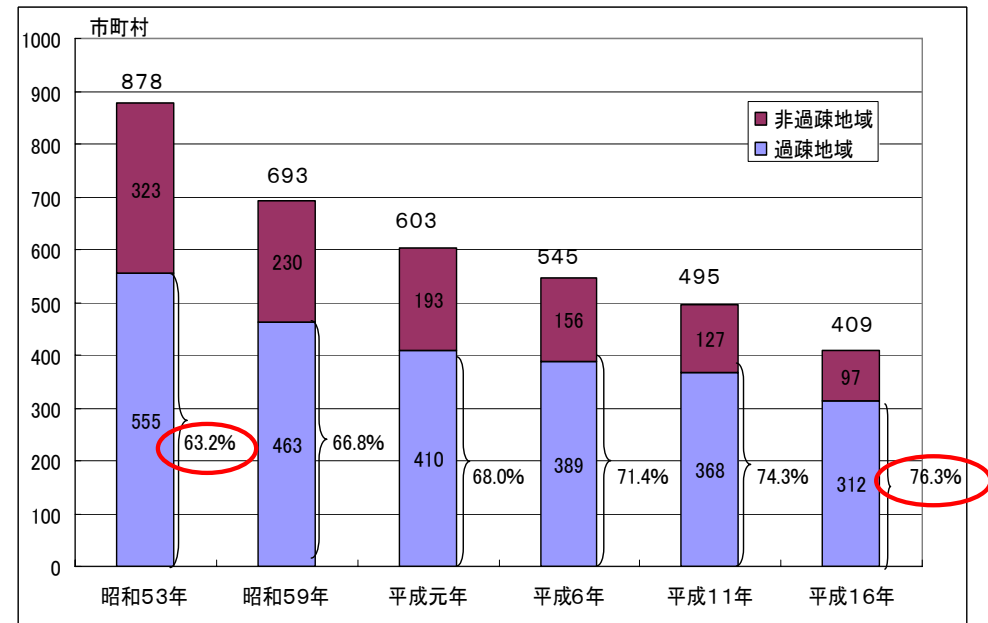
(依然残る医療格差)

- 無医地区の状況を見ると、過疎地域内の無医地区数は減少しているが、非過疎地域と比べ、減少のペースは遅い。これにより、過疎地域に存する無医地区の割合は高くなっている。
- また、無医地区を有する市町村に占める過疎関係市町村割合は、高くなっている。

無医地区の状況について



無医地区を有する割合について



※備考 ①各年の厚生労働省「無医地区等調査」による。
 ②過疎地域は、各データ時点に当時の各法律に基づき公示された団体である。

◇無医地区調査における「無医地区」の定義◇

無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

(注) ア この定義でいう「医療機関」とは、病院及び一般診療所をいい、へき地診療所等で定期的に開診されている場合を含む。

(ア) 診療日の多少にかかわらず、定期的に開診していれば無医地区とはならない。

(イ) 診療所はあるが、医師の不在等の理由から、「休診届」がなされている場合は無医地区として取り扱う。

イ この定義でいう「概ね半径4kmの区域」のとり方は地図上の空間距離を原則とするが、その圏内に存在する集落間が、山、谷、海などより断絶されている場合は分割して差し支えない。

ウ この定義でいう「容易に医療機関を利用することができない」場合とは、夏期における交通事情が次の状況にある場合をいう。

(ア) 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関がない場合

(イ) 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関はあるが、1日3往復以下であるか、または4往復以上であるが、これを利用して医療機関まで行くために必要な時間(徒歩が必要である場合は徒歩に必要な時間を含む)が1時間をこえる場合。

(ウ) ただし、上記(ア)または(イ)に該当する場合であっても、タクシー、自家用車(船)の普及状況、医師の往診の状況等により、受療することが容易であると認められる場合は除く。

(たとえば、道路事情(舗装状況、幅員等)、地理的条件(都市の郊外的存在)、近在医師の往診が容易である等医療機関がないことについて、住民の不便、不安感がないというような事情を考慮して判断すること。)

28. 医療の状況

(依然残る医療格差)

- 医療の水準を人口あたり医師数の面からみると、全国では人口1万人あたりの医師数が20.1人であるのに対して、過疎地域では13.8人と差が見られる。
- 専門科別にみると、特に小児科や産婦人科で全国との差が大きくなっている。

過疎地域及び全国の医師数・主な専門科別医師数について

(単位:人)

	総数	内科	小児科	外科	産婦人科	産科	婦人科
過疎地域	14,564	6,054	667	1,747	449	17	60
全国	256,668	73,670	14,677	23,240	10,163	431	1,562

人口1万人あたり 医師数及び主な専門科別医師数について

(単位:人)

	総数	内科	小児科	外科	産婦人科	産科	婦人科
過疎地域	13.75	5.72	0.63	1.65	0.42	0.02	0.06
全国	20.09	5.77	1.15	1.82	0.80	0.03	0.12

※備考 ①厚生労働省「H16医師・歯科医師・薬剤師調査」及び総務省過疎対策室アンケート調査での区域データ収集結果により算出した。
 ②過疎地域は、平成18年10月1日時点。
 ③33条2項については、アンケート調査で回答のなかった25市町村は除いている。

29. 診療施設の状況

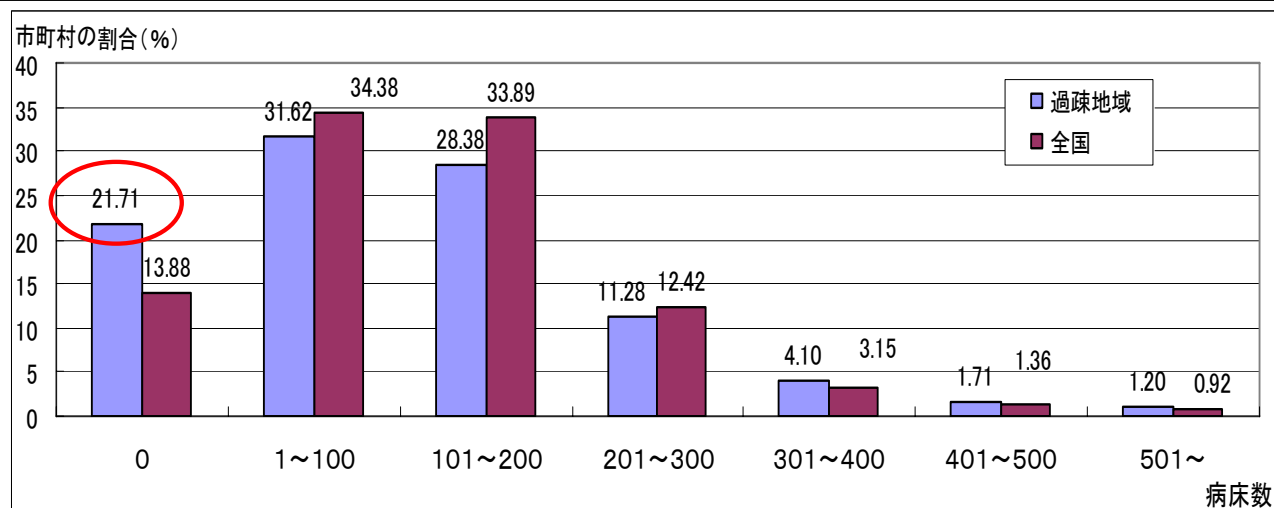
(依然残る医療の格差)

- 過疎地域における診療施設の整備状況を人口1万人あたりの病床数に注目して見てみると、最近は全国的に病床数が減少していることや、過疎地域の人口減少もあり、全国と過疎地域が逆転している。
- しかし、人口1万人あたりの病床数が「0」の市町村については、全国13.88%に対し、過疎地域は21.71%となっている。

診療施設の整備状況について

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度	
		過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
病院数	箇所	652	8,212	607	9,356	642	10,436	673	9,331	960	9,063
診療所数	箇所	4,666	88,835	4,759	110,227	4,596	130,220	6,282	151,280	9,427	158,349
病院・診療所の病床数	床	77,649	1,280,023	79,110	1,607,870	90,726	1,951,338	95,327	1,870,020	153,798	1,806,480
1万人あたりの病床数	床	78.1	122.4	92.6	137.4	118.9	158.4	123.9	148.1	161.2	142.2

人口1万人あたりの病床数の状況(平成17年度)について



※備考

- ①総務省「公共施設状況調」等による。
- ②平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

30. 高齢者福祉について

- 過疎地域の各種高齢者施設の定員数は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び介護老人保健施設については、全国平均より大きい、軽費老人ホームにおいては全国平均より小さい。
- 施設数では、平成12年度から平成17年度までの5年間の伸び率をみた場合、軽費老人ホームでは過疎地域が全国を若干上回っているが、他の施設区分においては過疎地域が全国を下回っている。

65歳以上人口1万人当たりの高齢者福祉施設の定員状況について

(単位：人／65歳以上1万人)

区 分	平成12年		平成17年		⑫→⑰増減率	
	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
特別養護老人ホーム	183	116	212	149	16.0%	28.2%
養護老人ホーム	48	26	48	26	0.4%	0.5%
軽費老人ホーム	18	24	25	32	41.8%	33.8%
介護老人保健施設	100	91	119	116	19.3%	27.5%

- ※備考 ①厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」を元に総務省において作成。
 ②65歳以上の人口は平成17年度国勢調査による。
 ③過疎地域は平成19年4月1日時点。

高齢者福祉施設の整備状況

(単位：箇所)

区 分	平成12年		平成17年		⑫→⑰増減率	
	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
特別養護老人ホーム	1,021	4,463	1,158	5,535	13.4%	24.0%
養護老人ホーム	255	949	257	964	0.8%	1.6%
軽費老人ホーム	172	1,444	238	1,966	38.4%	36.1%
老人福祉センター	529	2,271	494	2,284	-6.6%	0.6%
通所介護事業所	1,864	8,037	2,664	17,652	42.9%	119.6%
短期入所生活介護事業所	1,054	4,515	1,274	6,216	20.9%	37.7%
老人介護支援センター	1,539	6,964	1,792	8,668	16.4%	24.5%
介護老人保健施設	415	2,667	479	3,278	15.4%	22.9%

- ※備考 ①特別養護老人ホーム、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設は、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。
 ②養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターは厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。
 ③過疎地域は、平成19年4月1日時点。

○ 居宅介護サービスの利用状況(高齢者100人当たりの年間利用件数)は、平成17年度において訪問介護は56.6件(全国76.3件)と全国を下回っているが、通所介護は78.6件(全国71.1件)、短期入所介護は12.7件(全国12.4件)となっており、いずれも全国を上回っている。平成14年度と比較すると、いずれのサービスについても、利用件数、100人当たりの年間利用件数ともに大きく増加している。

居宅介護サービスの利用状況について

(単位：件)

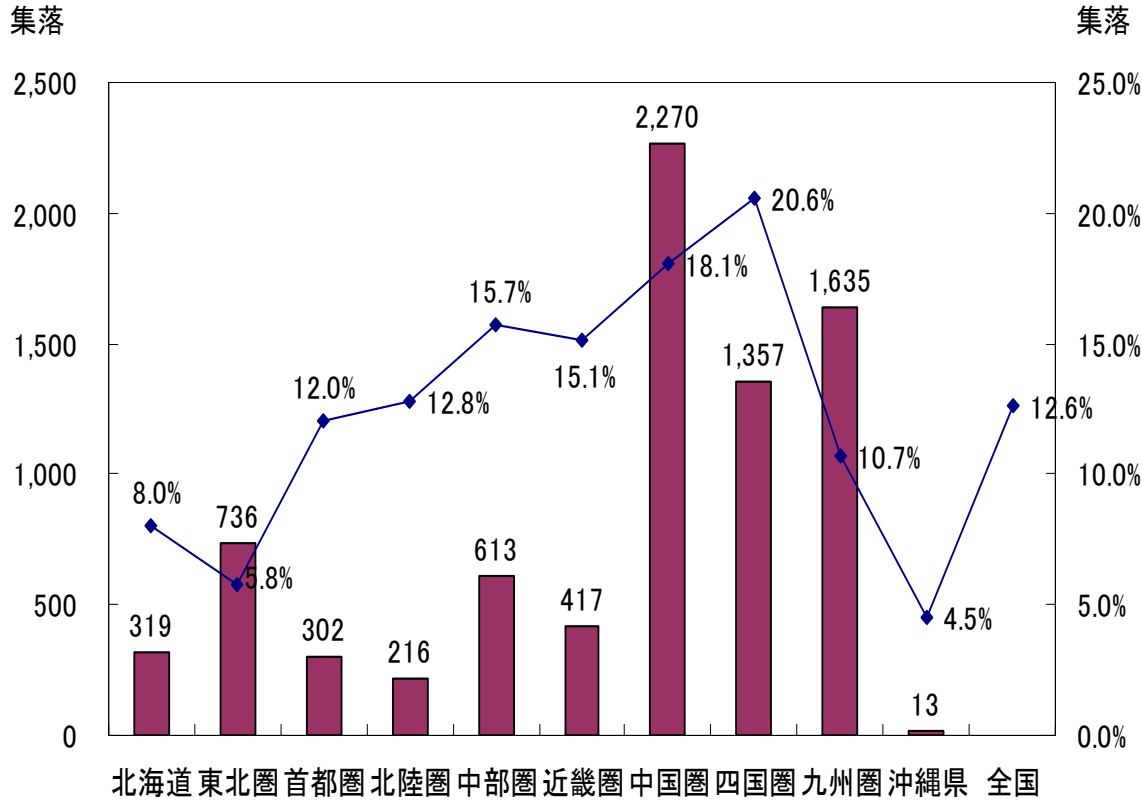
区 分		訪問介護		通所介護		短期入所介護	
		利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数
平 成 14年度	過疎地域	1,272,660	47.3	1,719,389	63.9	260,564	9.7
	全 国	14,328,946	55.8	13,147,749	51.2	2,377,631	9.3
平 成 17年度	過疎地域	1,522,722	56.6	2,112,452	78.6	341,152	12.7
	全 国	19,596,592	76.3	18,256,031	71.1	3,190,854	12.4

※備考 ①厚生労働省「介護保険事業報告」による。
 ②100人あたりは、65歳以上人口の100人あたりをいう。
 ③人口は平成17年度国勢調査による。
 ④過疎地域は平成19年4月1日現在で、一部過疎地域を含む市町村を除いている。
 また、広域連合、事務組合については、構成市町村の全てが過疎関係市町村であるもののみ含めている。

31. 集落の現状について

(厳しい状況にある集落)

○ 過疎地域等における62,000余の集落のうち、高齢者(65歳以上)比率が50%以上の集落は7,878であり、今後消滅のおそれがある集落は2,643となっている。



高齢者比率が50%以上 合計7,878集落

	10年以内に消滅	いずれ消滅	存続	不明	計
北海道	23 (0.6%)	187 (4.7%)	3,365 (84.2%)	423 (10.6%)	3,998 (100.0%)
東北圏	65 (0.5%)	340 (2.7%)	11,218 (88.1%)	1,104 (8.7%)	12,727 (100.0%)
首都圏	13 (0.5%)	123 (4.9%)	1,938 (77.2%)	437 (17.4%)	2,511 (100.0%)
北陸圏	21 (1.3%)	52 (3.1%)	997 (59.6%)	603 (36.0%)	1,673 (100.0%)
中部圏	59 (1.5%)	213 (5.5%)	2,715 (69.6%)	916 (23.5%)	3,903 (100.0%)
近畿圏	26 (0.9%)	155 (5.6%)	2,355 (85.7%)	213 (7.7%)	2,749 (100.0%)
中国圏	73 (0.6%)	425 (3.4%)	10,548 (84.0%)	1,505 (12.0%)	12,551 (100.0%)
四国圏	90 (1.4%)	404 (6.1%)	5,447 (82.6%)	654 (9.9%)	6,595 (100.0%)
九州圏	53 (0.3%)	319 (2.1%)	13,634 (89.2%)	1,271 (8.3%)	15,277 (100.0%)
沖縄県	0 (0.0%)	2 (0.7%)	167 (57.8%)	120 (41.5%)	289 (100.0%)
全国	423 (0.7%)	2,220 (3.6%)	52,384 (84.1%)	7,246 (11.6%)	62,273 (100.0%)

2,643集落(4.2%)

■ : 各消滅の可能性において該当集落数・割合が最も大きい圏域

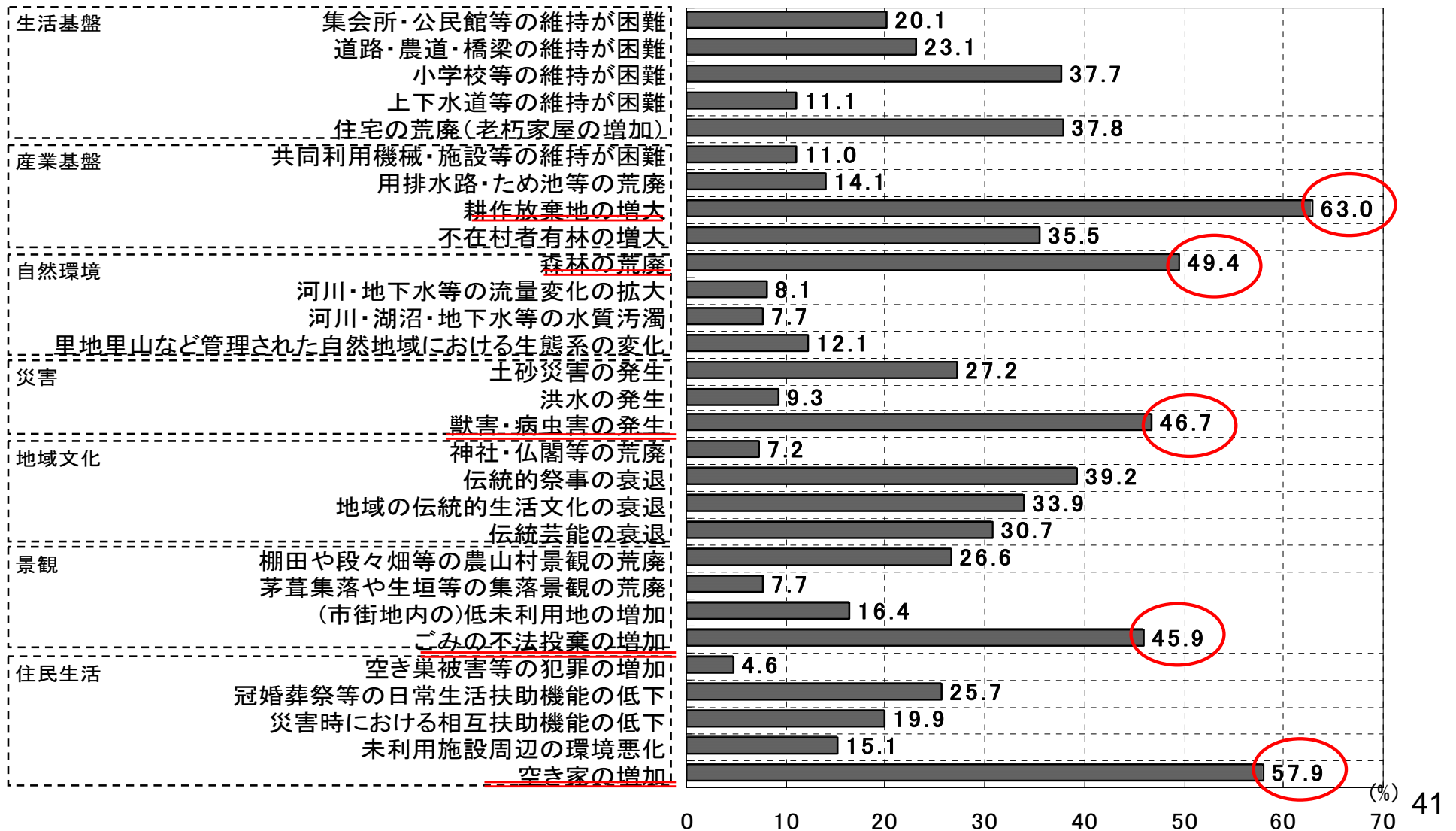
■ : 各消滅の可能性において該当集落数・割合が2番目に大きい圏域

※備考 ①国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する調査」(平成19年3月とりまとめ)に基づき作成。

32. 集落での問題の発生状況

(集落対策として、生活基盤維持等の行政需要が顕在化)

○ 過疎地域等の集落で発生している問題や現象について全国的な傾向を見ると、6割を超える市町村で耕作放棄地の増大が指摘されているほか、空き家の増加、森林の荒廃、ごみの不法投棄の増加、獣害・病虫害等の発生なども高い割合となっている。

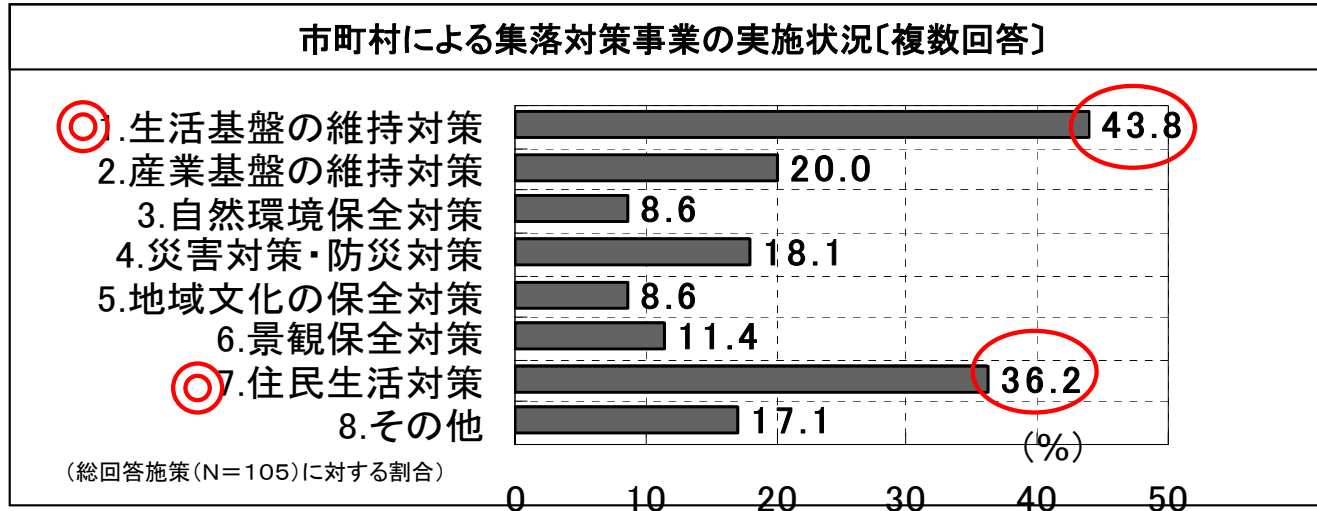


※備考 ①国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する調査」(平成19年3月とりまとめ)に基づき作成。

33. 集落機能の維持が困難となっている集落等に対する対策

(集落では耕作放棄、空き家、森林荒廃等の問題が発生)

○ 集落機能の維持が困難となっている集落等に対する市町村の集落対策事業の内容について分野ごとにみると、生活基盤の維持や住民生活に対する支援に係る施策が多くみられる。



分類	具体的内容 (例)
生活基盤の維持対策	給水施設整備、ケーブルテレビ網の整備、集会施設の整備・補修等に対する補助、高齢者住宅の整備、定住団地整備、空き家の利活用
産業基盤の維持対策	農林道の整備 (材料費補助を含む)、港湾整備、農地保全事業、担い手育成、情報通信施設整備
自然環境保全対策	中山間地域直接支払
災害・防災対策	防災集団移転事業、冬期集落保安要員設置、鳥獣駆除対策事業
地域文化の保全対策	文化財保護補助金
景観保全対策	地域文化活性化事業 (古民家再生等)、エコガーデン構想 (花木植栽)
住民生活対策	福祉バスの運行、離島航路運営費補助、路線廃止代替バスの運行、地域づくり活動への補助 (交付金)、特色ある地域づくり活動への支援、患者輸送事業、高齢者の訪問活動、へき地診療所設置
その他	山村留学

※備考 ①国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する調査」(平成19年3月とりまとめ)に基づき作成。

区分	過疎法条文	種類
財政上の特別措置	第10条・第11条 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ○国の負担又は補助の割合の特例（かさ上げ） <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模に統合する小中学校の校舎・屋内運動場の新增築、教職員住宅の建築 ・保育所 ・消防施設 ○過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）
行政上の特別措置	第14条 第15条 第16条・第17条 第18条・第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（都道府県代行制度） ○公共下水道の幹線管渠等の整備（都道府県代行制度） ○医療の確保に係る国庫補助等 ○高齢者の福祉の増進に係る国庫補助 ○交通の確保への配慮 ○情報の流通の円滑化及び通信体系の充実への配慮 ○教育の充実への配慮 ○地域文化の振興等への配慮 ○農地法等による処分についての配慮 ○国有林野の活用についての配慮
金融上の特別措置	第26条 第27条 第28条	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業金融公庫等からの資金の貸付 ○中小企業に対する資金の確保 ○沖縄振興開発金融公庫からの住宅建設等に係る資金の貸付
税制上の特別措置	第29条 第30条 第31条	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例 ○所得税・法人税に係る減価償却の特例 ○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん

34. 国庫補助金の引き上げ

過疎地域自立促進計画に基づいて行う公立小・中学校の統合に伴う校舎等の整備、保育所の整備の事業に要する経費に対し、国の負担又は補助の割合を引き上げることとしている。

- 特に今後の児童・生徒数の減少に伴い、小中学校の統合など地域の教育環境を維持するための制度については、ニーズの高まりが予想される。

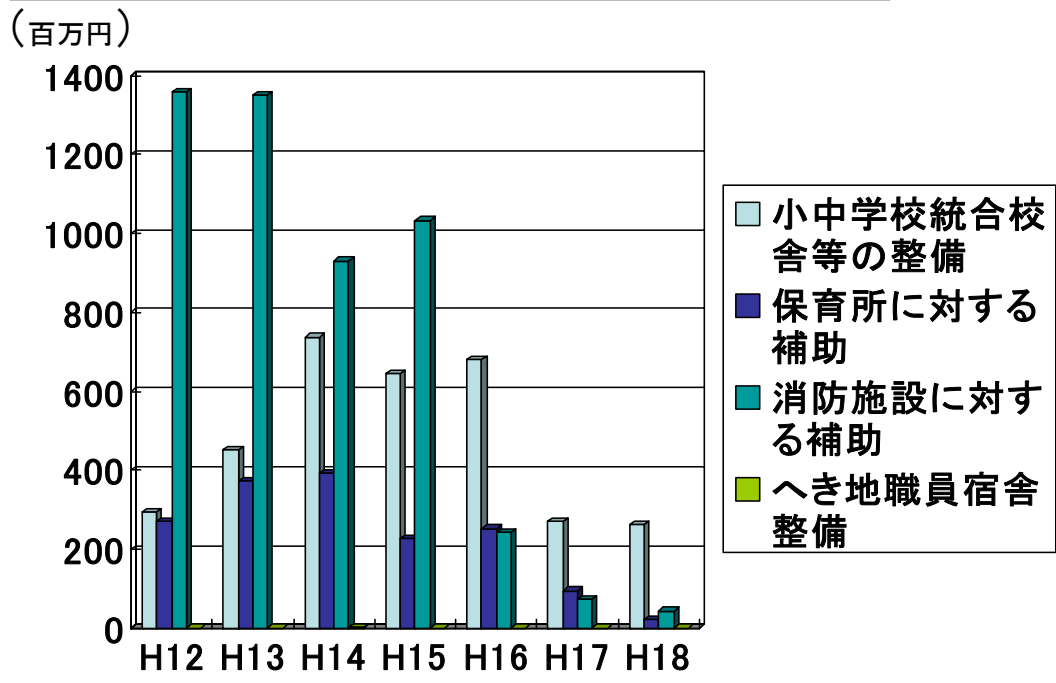
○過疎法10条

事業名	かさ上げ率	対応状況
公立の小・中学校の統合に伴う校舎等の新増築	1/2→5.5/10	現行通り（公立学校施設整備費負担金） （平成18年度より）
保育所の新設等	公立	廃止→施設整備事業（一般財源化分）で対応 （平成18年度より）
	その他	現行通り（次世代育成支援対策施設整備交付金） （平成17年度より）
消防設備の整備	常備消防分	廃止→施設整備事業（一般財源化分） （平成18年度より）

○過疎法11条

事業名	補助率	対応状況
公立小・中学校の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築	5.5/10	交付金化（安全・安心な学校づくり交付金） （平成18年度より）

特例により引き上げられた国庫補助金の額



- ①
- ②
- ③
- ④

※備考 へき地職員宿舎整備(④)については、平成14年度に2百万円実績がある。
公立の保育所(②)及び消防施設(③)の整備については、平成18年度より地方債措置（施設整備事業（一般財源化分））で対応しており、実績に計上されていない。

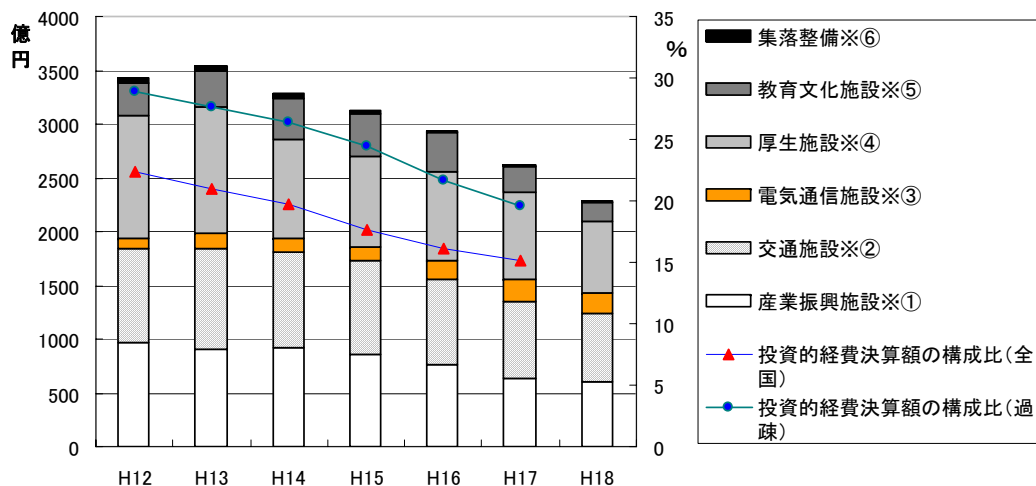
35. 過疎対策事業債による支援

過疎対策事業債は、財政力の脆弱な過疎地域市町村が、各般の過疎対策事業を着実に実施するため過疎法で特に認められたものである。

- 過疎債を財源とした市町村道、農道・林道の整備、下水処理施設の整備、電気通信施設整備（CATV、携帯電話通信施設）、定住促進団地の整備などに過疎債が活用されている。

（投資的経費と同様の傾向で充当額は減少しているほか、電気通信施設への充当額が年々大きくなるなど、社会情勢の変化にあわせ活用されている。）

過疎対策事業債施設別充当額及び投資的経費決算額の構成比



地方債計画額(億円)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
地方債計画額(過疎関連)	3,700	3,540	3,290	3,130	2,945	2,900	2,852
地方債計画額(総額)	163,106	164,998	165,239	184,845	174,843	155,366	139,466

平成12年度を100とした場合の充当額の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
産業振興施設①	100.0	93.1	95.8	88.6	78.7	66.3	63.0
交通施設②	100.0	107.5	101.7	100.6	91.5	81.5	71.6
電気通信施設③	100.0	162.3	137.1	140.2	198.8	227.4	223.7
厚生施設④	100.0	100.9	79.8	72.4	70.2	70.5	57.1
教育文化施設⑤	100.0	113.0	127.4	131.9	121.1	78.9	57.2
集落整備⑥	100.0	118.6	117.9	88.9	77.3	48.8	32.0
合計①～⑥	100.0	103.3	95.9	91.3	85.9	76.7	66.5

平成12年度を100とした場合の投資的経費の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17
過疎	100.0	94.8	89.5	91.0	84.9	68.2
全国	100.0	94.3	86.8	77.0	69.7	65.1

※備考 各施設の主なもの

- ①観光・レクリエーション施設、農林漁業経営近代化施設、農林道、漁港
- ②市町村道・橋りょう、農道・林道、渡船施設、除雪機械
- ③有線放送施設、有線ラジオ放送施設、有線テレビジョン(CATV)施設、無線電話施設
- ④下水処理施設、簡易水道施設、高齢者福祉増進施設、消防施設、診療施設
- ⑤統合校舎、地域文化振興施設、公民館、学校給食施設、その他の集会所
- ⑥定住促進団地、移転跡地整備

36. 都道府県代行制度

基幹的な市町村道等及び下水道施設について、都道府県過疎地域自立計画に基づき、財政力や技術力が十分でない過疎市町村に代わって都道府県が整備を行うものである。

- 市町村道・農道・林道とも実施箇所数が平成4年度に比べて半数以上減少しているが、平成18年度には311件が実施されている。
- 下水道事業については、平成10年度をピークとして実施箇所数が大幅に減り、現在は平成10年度の約4分の1となっている。ただし、平成11年度以降も新規採択が着実になされており、平成18年度は4件が採択されている。
- 市町村道の整備水準の向上（S45 改良率9.0%→H17 51.2%）、水洗化率の向上（H12 46.5%→H16 61.9%）にこれらの制度が寄与しているものと考えられる。

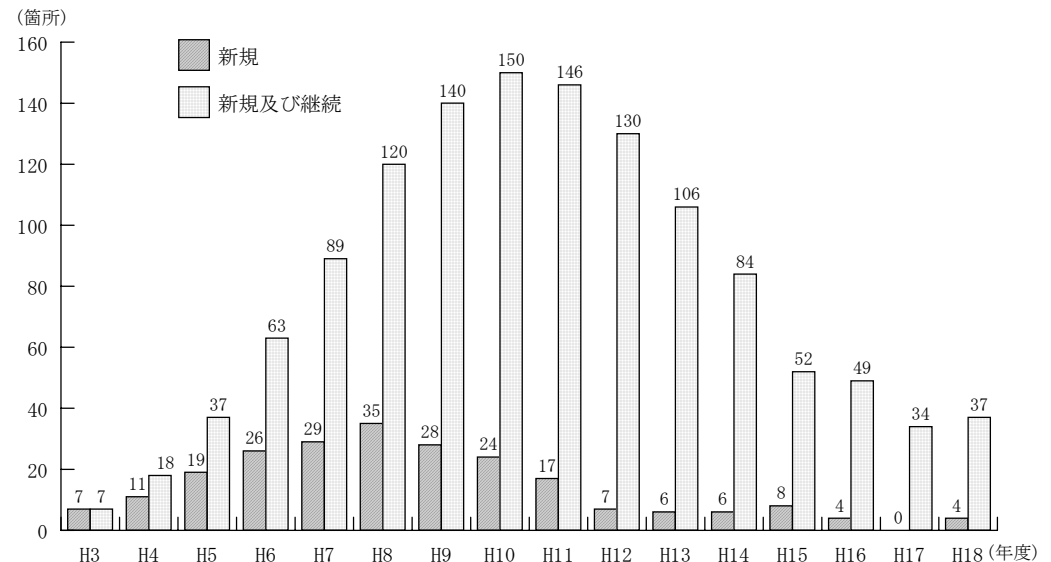
基幹道路における都道府県代行制度実施箇所数の推移

	(年度、件)														
	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
市町村道	270	280	276	266	251	239	226	215	202	191	187	176	153	135	119
農道	290	287	267	248	243	239	242	226	215	188	155	132	105	79	59
林道	286	286	271	269	273	266	260	251	234	233	217	203	193	157	131
漁港関連道	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0
合計	848	855	816	785	769	746	729	693	652	613	560	512	451	371	311

※備考 ①継続分を含む。

②林道のH17欄以降には地域再生基盤強化交付金による実施分は含まない。

下水道事業における都道府県代行制度実施箇所数の推移



37. 地域産業に対する特別融資制度

地域産業の振興を図り、地域の自立的発展に資するよう、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫が行う長期・低利融資。

- 過疎地域等自然的、社会的条件の面で厳しい制約下に置かれている地域における雇用機会の創出と地域の経済力の強化を図るための制度であり、適用実績もあがっている。

① 中小企業金融公庫

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
件数	24	5	3	6	70	393	948
実行額(百万円)	2,940	367	370	478	12,666	37,761	80,251

※過疎地域及び広域過疎地域(注)の貸付実績。

※平成15年度までは「地域産業振興貸付」のみの実績。平成16年度の制度改正で「事業展開資金」が統合されたため、平成16年度以降の実績は、従来の「地域産業振興貸付」に加え「事業展開資金」のうち過疎地域に係る実績分も合算しているため数値が著しく増加している。

② 国民生活金融公庫

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
件数	7	2	7	2	-	-	1
実行額(百万円)	161	28	78	37	-	-	30

※過疎地域及び広域過疎地域のほか、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯を合わせた数値。

(注)「広域過疎地域」とは、過疎市町村を含む割合が30%以上の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村及び過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう。

38. 過疎法による税制措置

過疎地域において企業・産業を誘致・育成し、所得水準の向上と雇用機会の確保を図るための税制上の特別措置。

- 過疎地域等自然的、社会的条件の面で厳しい制約下に置かれている地域において雇用機会の創出と地域の経済力の強化を図るための制度であり、適用実績もあがっている。

①事業用資産の買換の場合の課税の特例

非過疎地域内にある土地、建物又は事業用資産を譲渡して、過疎地域内で事業の用に供する土地、建物又は事業用資産を取得した場合に、税負担を軽減。

年度	H14	H15	H16	H17	H18
件数	2	3	1	4	5
実績額(百万円)	133	289	271	1,017	734

②減価償却の特例

過疎地域内において製造業、ソフトウェア業及び旅館業の用に供する設備を新設又は増設した個人又は法人に対して、当該新增設に係る機械及び装置並びに建物及びその付属施設について、所得税・法人税の優遇措置(特別償却)。

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
件数	203	157	280	386	575	1,082	702
実績額(百万円)	7,125	5,294	6,338	5,384	5,009	4,174	10,660

③地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

製造業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する設備を新增設した者について、事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除等した場合、又は畜産業、水産業者に対する事業税を課税免除等した場合、その減収額を普通交付税により補てん。

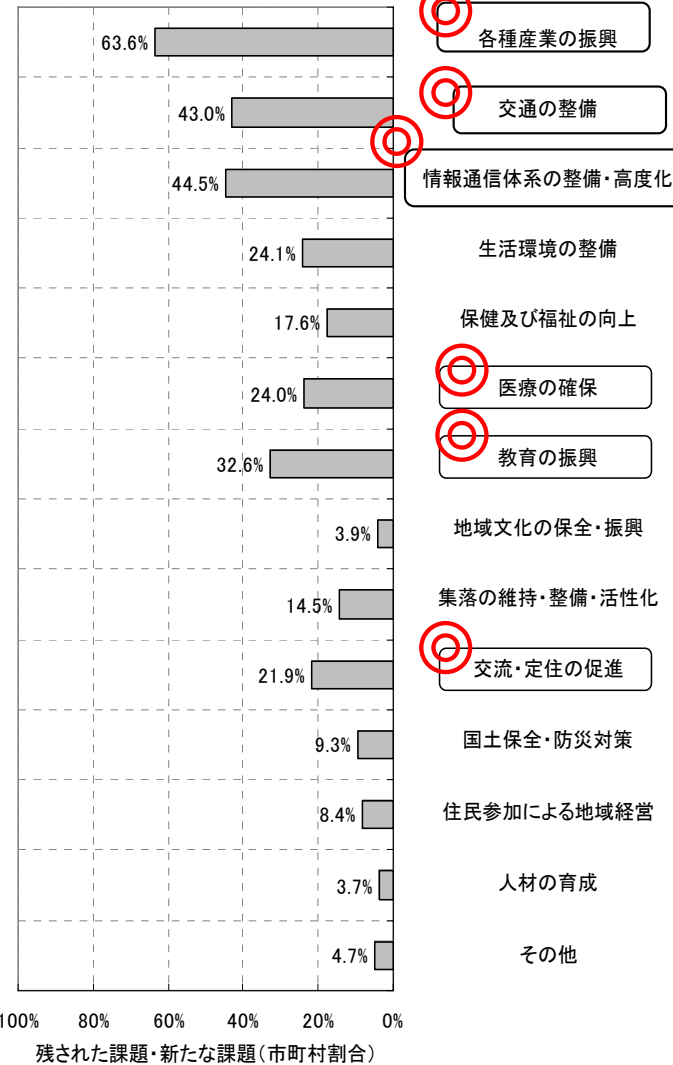
	事業税	不動産取得税	固定資産税	計
H12～18実績額(百万円)	4,133	6,467	12,811	23,411

39. 過疎地域に残された課題・新たな課題

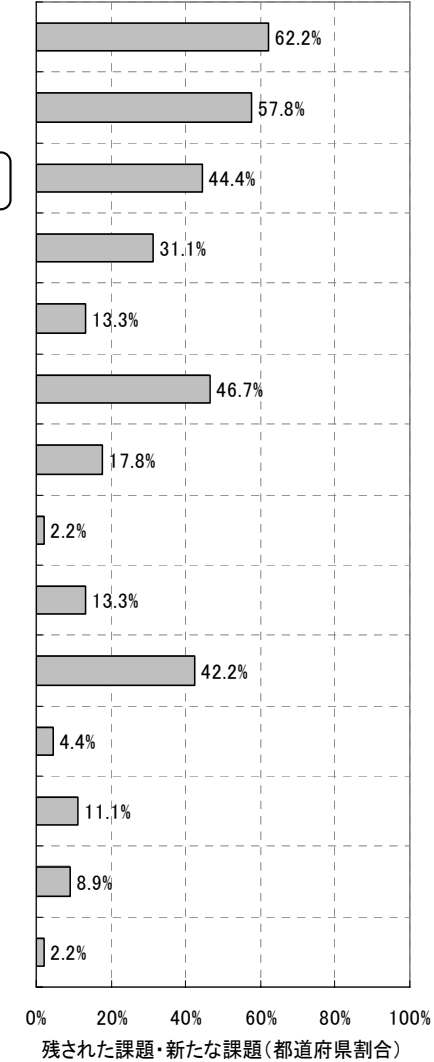
(過疎関係市町村・都道府県の認識)

- 過疎関係市町村・都道府県ともに、「各種産業の振興」、「交通の整備」、「情報通信体系の整備・高度化」について課題認識を持つ自治体が多い。
- また、都道府県は、4割以上が「医療の確保」「交流・定住の促進」について課題ととらえている。
- 過疎関係市町村は、3割以上が「教育の振興」を課題ととらえている。

(回答市町村数N=739)



(回答都道府県数N=45)



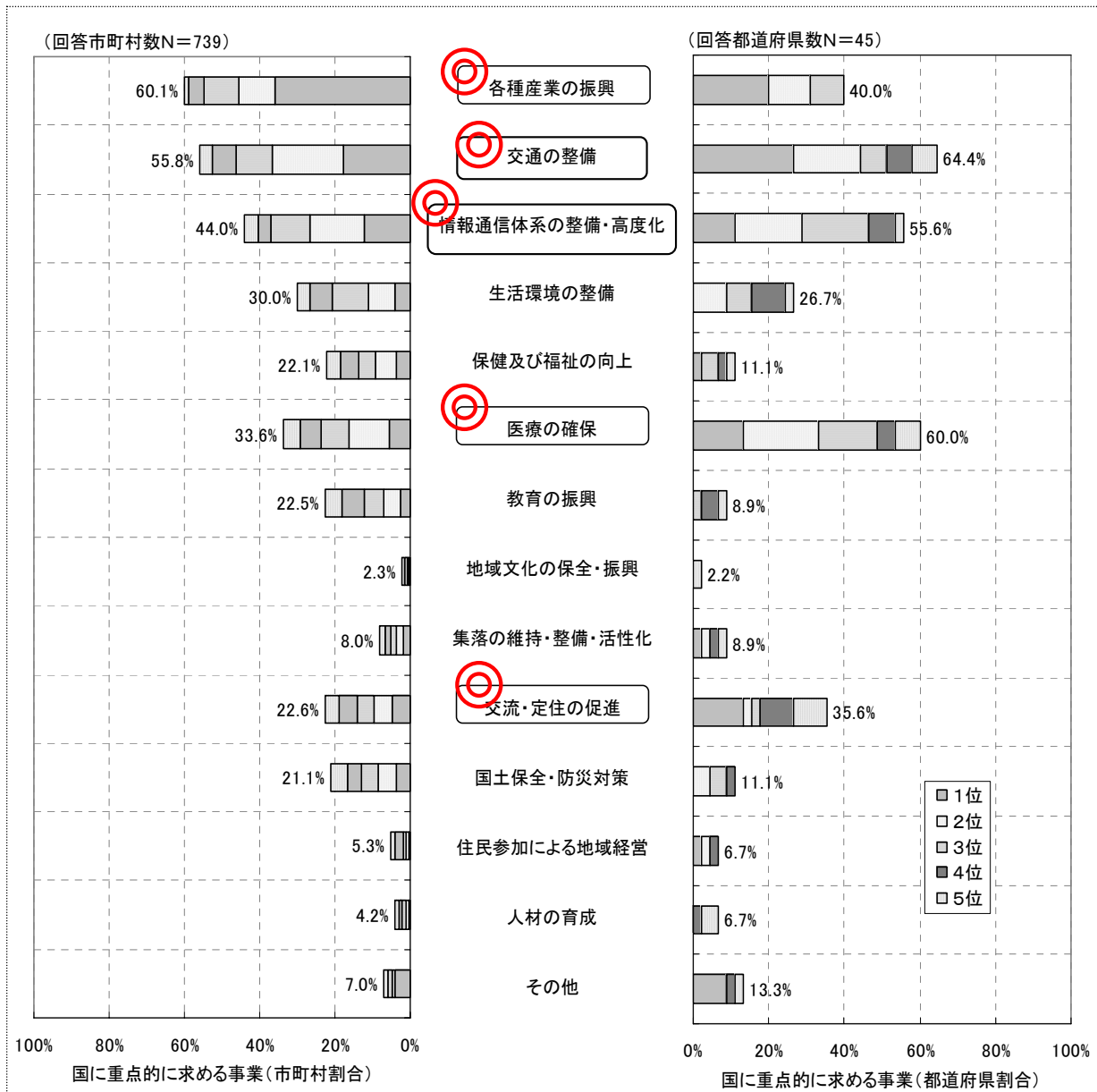
※備考 ①過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書(平成19年3月総務省過疎対策室)

40. 過疎関係市町村・都道府県が国に求める支援

○ 過疎関係市町村、都道府県ともに、「交通の整備」「情報通信体系の整備・高度化」についての比率が高くなっている。

○ 過疎関係市町村では特に「各種産業の振興」が高い比率となっており、就業の場の確保が重要と認識されているものといえる。

○ 都道府県では、特に「医療の確保」や、「交流・定住の促進」が高い比率。これらは都道府県が広域的課題として取り組む分野であり、国へ支援を求める意見が多くなったものと考えられる。



※備考 ①「過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書」(平成19年3月総務省過疎対策室)